

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和5年度実施状況調査票 【資料編】

目標Ⅰ 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する (1) 子どもの権利に関する理解促進…………… 1 (2) 子どもの意見表明・参加の促進…………… 2 (3) 子どもの居場所・活動の充実…………… 3 (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済…………… 6 目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する (1) 子どもや家庭への医療・健康支援…………… 8 (2) 子育て家庭への支援…………… 11 目標Ⅲ 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実…………… 14 (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備…………… 18 (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援…………… 19	目標Ⅳ 若者の自立と社会参加を支援する (1) 若者の自立支援…………… 20 (2) 若者の参加支援…………… 22 目標Ⅴ それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する (1) 状況に応じた支援…………… 23 (2) 相談体制の充実と情報発信…………… 33 目標Ⅵ 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する (1) 地域の力の活用…………… 36 (2) 安全・安心な社会環境の整備…………… 39 (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり…………… 42
---	---

(注釈)

○重点事業は薄橙色で網掛け表示

○新規事業は薄黄色で網掛け表示

○終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																					
（1）子ども権利に関する理解促進																					
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類（一般・中高生）で広報を実施	・リーフレット等を増やす（小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等） ・動画等を作成	－	周知用パンフレット等の修正・配付	既存のパンフレット等について、連絡先一覧の全体的な見直しを行った。 また、周知用パンフレット（一般用）及び周知カード（中学生用）を小中学校にて引き続き配付した。 その他、周知用パンフレット（マンガ版）及び学習用パンフレットを区立小中学校のタブレットに電子データを掲載し、子どもがいつでも簡単に見られるよう改善を図った。	B	豊島区子どもの権利に関する条例を踏まえ、令和5年度に新たに「としま子どもの権利相談室」を設置することから、それを踏まえ既存のパンフレット等の内容を更新する。 また、相談室の周知と合わせて子どもの権利の周知を図る。	周知用パンフレット等の修正・配付	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更するとともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。	B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。	不要
			計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	－	継続実施	－	広報誌にて「子ども月間」の周知した。	B	「子ども月間」の周知を引き続き実施します。各地区青少年育成委員会の行事は少しずつ再開しつつあり、感染対策等行いながら事業を再開していきます。	広報誌で「子どもの権利」に基づく事業の周知を行った	①子ども月間である11月の広報として「子どもの権利相談室」「子どもの遊び場・居場所」「子ども若者総合相談」について掲載し、事業の周知を行った。 ②中央図書館で「子どもの権利」のパネル展示を実施した。 ③東京音楽大学が企画する「スペシャルコンサート」を協働で実施し、子どもの音楽体験の機会を提供した。	A	「子どもの権利」に基づく事業や、「子ども月間」に実施する行事の周知を図る。 5年度は各地区青少年育成委員会の行事が再開し、子どもの体験の場を提供してきた。6年度は更に行事の充実を図っていく。		
			重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課指導課	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ① 3回【5回】 ② 2回【5回】 ③ 0回【2回】 指導課 ①5回【5回】	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe-ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を差異し指導する教員の人権意識を高めた。	C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】（100%） ②3回【5回】（30%） ③1回【2回】（50%） 指導課 ①5回【5回】（100%）	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたe-ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	－	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった5校にて子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。 指導課 教員研修においてCAPプログラムの研修を実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 指導課 5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	不要
			計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	実施園（2園/年）	－	継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	感染防止対策を講じながら、予定通り実施した。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上してきた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※	
（2）子どもの意見表明・参加の促進																							
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数		①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中		①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①18人【20人】 ②0件【1件】	会議6回、意見発表会1回を開催しました。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施しました。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論を深めることができました。	B	計画などの改定時期などで、子どもの意見を施策に反映したい各課からテーマを募集し、事前にテーマを定めます。募集段階でテーマを公表した上で参加者を募ることにより、子どもたちの意見を施策に反映しやすくなります。職員ファシリテーターはテーマを応募した部署の職員が参加し、子どもたちの声を直接聞く機会になります。	①17人【30人】（56.7%） ②2件【1件】（200%）	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもたちの意見を反映しやすくするため、6年度は第1回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の困りごとを理解したうえで検討したいテーマを決めます。夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。	不要
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数	－	30人	数値維持継続型	30人【30人】	区長とティータイム（立教大学共催）を12/17に開催しました。区長を始めとする行政関係者に子どもたちが直接質問し、区長等にもその場で答えてもらう事業を実施しました。	A	立教大学との連携により実施します。	28人【30人】	事業の内容に合わせ「成果報告会with区長」と名前を変え12/16に開催しました。（立教大学主催）豊島こども大学で活動してきた内容を区長に発表し、子どもからの質問に区長がその場で回答する事業を実施しました。	B	立教大学内での実施が難しくなったことから、放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになりました。			
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	利用者会議開催数	－	55回	数値上昇型	<中高生センター> 32回【36回】 <子どもスキップ> 105回【44】	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> 引き続き月1～2回開催し、日常やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	<中高生センター> 31回【34回】（91.2%） <子どもスキップ> 139回【44】	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> B 引き続き月1～2回開催し、日常やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。			
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	参加者数	－	160人	数値維持継続型	243人【190人】	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員形式のイベントを移転前に開催し、地域の方に参加してもらう事業を実施しました。また、仮施設にて区民ひろば朋有やフレイル対策センターのイベントに参加し地域の方との交流が深められました。 <ジャンプ長崎> 開館10周年イベントでは多くの地域の方が来場いただいた。年間を通して長崎獅子舞活動を地域の方と連携して取り組み、中高生の参加増につながりました。	B	<ジャンプ東池袋> 引き続き中高生実行委員形式のイベントを開催し、地域の方に貢献できる事業を実施します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の後継育成活動をさらに推し進め、地域の学校との連携をめざします。	389人【250人】（155.6%）	<ジャンプ東池袋> リニューアルイベントを開催し、地域の方に参加してもらう事業を実施しました。地域の方と中高生が交流する機会となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、周知活動として広報としま掲載や高校・大学と連携し演舞する機会を設けました。	A	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員のイベントを開催予定です。そこで地域の方に中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の活動は引き続き地域と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックラインを通じて地域の方と中高生が一緒に遊ぶ機会をつくります。			
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップやフォローアップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数	－	10回	数値維持継続型	8回【10回 80%】	新型コロナウイルス感染症対策策を行いながら、1泊2日のキャンプ活動を含み、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォローアップを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。	8回【10回】（80%）	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、ハッピーホリデーフェスティバルとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォローアップを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
（3）子どもの居場所・活動の充実																					
①子どもの居場所の充実	子どもの居場所を充実します。	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。	重点事業	11	中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけれないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,000人【①2,200人】 ②30,000人【②32,000人】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①1952人【1900人】(98%) ②27457人【21000人】(92%)	コロナ禍から徐々に日常を取り戻しつつある状況の中、感染症対策を講じながら中高生の日常を取り戻す企画事業を展開しました。一方で、生きづらさを抱えた中高生が増加傾向にあり、何等かの事情で学校へ行くことが出来ない中高生の居場所としてのニーズの高まりに対し検討を開始しました。	B	午前中の施設活用として、中学校等と連携し、学校へ行くことが出来ない中高生の居場所事業の展開を具体化していきます。	①2,037人【2,000人】(102%) ②25,040人【21,000人】(83.5%)	午前中事業の周知チラシを作成し、学校や関係機関に事業説明及び配布を依頼しました。	B	午前中事業について、学校へ行くことができない中高生及び通信高校等の利用の増加をめざし、居場所事業を具現化及び充実させていきます。	①2,000人 ②30,000人 ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されたため
			重点事業	12	子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	526,031人 内訳 学童クラブ(469,620人) 一般利用(56,411人) 【540,000】(97%)	感染症対策を講じながら、「スキップの日」として学年や人数を制限して一般利用を実施しました。令和4年9月より、全学年を対象に一度帰宅してからの一般利用を再開、さらに令和5年1月より1～3年生の直接利用を再開し、全面再開に向けて、一般利用を拡大しました。	B	一般利用を全面再開し、放課後の安全な居場所の確保に努めます。	内訳 学童クラブ(458,567人) 一般利用(131,244人) 【540,000】(109%)	令和5年5月8日から一般利用を全面再開するとともに、一般利用の限定的実施中の代替措置であった学童クラブの臨時入会を廃止し、子どもスキップの受入態勢をコロナ前の状態に戻しました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員確保とともに施設整備を行っています。	不要
			計画事業	13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	述べ実施回数	－	2,000回	数値上昇型	対面事業：917回 【対面事業：600回】	感染症対策を徹底しながら、対面によるプログラム数を倍増した。	A	参加人数や内容の緩和を図り、更なる充実に努める。	対面事業：1,008回 【対面事業：1,320回】	教室開催数をコロナ前の水準に戻すべく取り組んできましたが、地域の方々で構成される放課後子ども教室スタッフを確保することができず、目標の開催数を達成することができませんでした。	B	放課後子ども教室スタッフ謝礼金を増額するとともに、多様な手法を用いて放課後子ども教室スタッフの確保に努め、もって、放課後子ども教室の開催数を増加させていきます。	
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	登録食堂数	－	25食堂	数値上昇型	23食堂【23食堂】	昨年に引き続き配食・宅食や食材配付などで工夫しながら実施している子ども食堂がほとんどでした。子ども食堂ネットワーク会議を開催し、情報提供・情報共有を行い、研修ではグループワークを行い各子ども食堂間の交流が深まりました。	A	コロナ禍で会食型での開催ができなかった食堂が、会食型で再開しつつあり、居場所としても充実を図ります。	23食堂【24食堂】	コロナ感染症が5類になったことから会食を再開する子ども食堂が少しずつ増えてきました。ネットワーク会議では会食を再開したことや、検討中だが何がハードルになっているかなどの情報共有を行いました。また、サポーターのCSWとも交流を深めました。	A	会食を再開する子ども食堂や新規の子ども食堂も増えることが想定されるため、セーフゲーディングの研修などを実施し、安全な運営を支援します。また、ネットワーク会議で子ども食堂間の交流を深め、HPなどで情報発信のサポートを行います。	
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	重点事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回	①数値上昇型 ②数値上昇型	①34,785人【32,000人】(82.0%) ②9回【10回】(45.0%)	年間を通じ池袋本町プレーパークを実施し、屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供しました。地域で実施する出張プレーパークはコロナ禍のため保育園での実施を主に行い、感染状況を考慮しながら公園等で実施し、多くの子どもたちに外遊びの体験の場を提供しました。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは公園での実施を主とし、近隣の複数の保育園などが利用できるようにし、区民ひろばでも実施します。	①28,707人【32,000人】(82.0%) ②9回【10回】(45.0%)	池袋本町プレーパークを年間通じ実施しましたが、5年度は夏季期間の熱中症警戒アラートの発表や、強風などの荒天時などからプレーパークを開める時間が多くあり、利用者数が前年を下回りました。出張プレーパークでは保育園、区民ひろばに加え公園でも実施し近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらえました。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所で実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。	不要
			計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	実施施設数（全小学校22校）	－	22校	数値維持継続型	100%【22校】	コロナ感染対策を講じながら、児童の安全な遊び場として開放しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確保に努めていきます。	100%【22校】	コロナ感染対策を講じながら、児童の安全な遊び場として開放しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確保に努めていきます。	
			計画事業	17	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが利用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	新設・改修公園数 2園／年	－	10園（累計）	数値維持継続型	2園【2園】	池袋本町二丁目児童遊園では、拡張整備に合わせ地元の声を聴きながら整備を進めた。大塚台公園では、将来の全面改修に向け、機関車のアスベスト対策を実施しました。	B	引き続き、毎年2園の全面改修の整備ペースを守り、確実な更新を図ると共に、地域のニーズに合った公園に改修し、積極的にインクルーシブ遊具の設置も進めていきます。	3園【2園】	池袋本町四丁目・千川二丁目児童遊園では、地元の保育園や幼稚園児の意見を聞きながら遊具を選定し改修工事を進めた。大塚台公園の改修については、高校生や障害児を持つ親など、幅広い層の方々からメンバーのWSを開催した。	A	令和6年度は公園の再構築を実施し、区内の公園の位置づけを明確にすることにより、子供たちを中心とした利用者目線に立った整備を行っていく。毎年2園以上の改修工事を引き続き実施していくとともに、大規模な公園改修や新設も含め、利用してもらえる公園づくりを進めていく。	
			計画事業	18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもいない子ども安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。（令和2年度より、「9月」に変更）	利用者数	－	440,000人（累計）	数値上昇型	127,532人【100,000人】	利用者：123,658人 イクバス活用等（園外保育）：3,874人 近隣小学校特別学級による植替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めていきます。	115,422人【100,000人】	利用者：113,658人 イクバス活用等（園外保育）：1,764人 近隣小学校特別学級による植替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めていきます。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業（計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」）	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多様な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①事業見直しのためプログラム廃止 ②8回 参加者数432人【340人】（127%） ③2回 参加者数30人【30人】（100%） ④20園、434人【参加数 延べ500人】（86%） ⑤41回 参加者数849人【1,000人】（85%）	①～③、⑤の鑑賞・参加型プログラムについては、コロナ状況でありながらもアーティストのマスクに装飾をするなどの演出をしました。また、感染対策を徹底する一方で、段階的に参加人数を増やし、多くの子どもとその家族にアート体験の場を提供しました。また、④の保育園ワークショップでは、コロナの影響により何度が延期になったり参加人数が減ったりしましたが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができました。	B	①～③、⑤では、鑑賞・観劇の機会を提供するだけでなく、プロのアーティストによる音楽・ダンス・造形などのワークショップを通じて子どもたちの個性と多様性を尊重するプログラムを引き続き実施していきます。また、④保育園ワークショップについては、実施園が偏ることのないよう、選考の際に配慮いたします。	①事業見直しのためプログラム廃止 ②9回 参加者数562人【340人】（95%） ③2回 参加者数40人【30人】（83%） ④20園、515人【参加数 延べ500人】（114%） ⑤41回 参加者数1,168人【1,000人】（60%）	①～③においては、区内各所でアートに気軽に出来る場を提供しました。また、マスク着用の緩和により、アーティストや俳優たちの表情から、言葉だけに頼らない作品や表現に触れることで、学校や日常では体験できない豊かな感受性を育む機会を与えることができました。 ④においては、区内保育園20園で身体表現と音楽のワークショップを実施しました。ワークショップでは普段の保育では見られない子どもたちの様々な表情が見られ、保育士にとっても表現の楽しさを伝える術を学べるなど、今後の保育の参考となる場を提供することができました。 ⑤においては、コロナの感染対策の緩和により、ワークショップの定員を増やし、多くの子どもとその家族にアートに親しむ機会を提供しました。また、アーティストや、参加者同士の交流機会となり、新しい出会いおよびアート体験を共有する楽しさを知るきっかけになりました。	B	①～③、⑤については、区内に住む、一人でも多くの子どもたちとその家族が、アートに触れる機会を提供するために、令和5年度よりも、実施日数、回数を増やしていきます。 ④については、限られた園数の中でもできるだけ多くの保育園にワークショップを提供できるよう、実施園が偏ることがないように選考の際に配慮します。 ⑤については、令和5年度よりも、新しいプログラムを4つ増やし、広報面の強化をすることで、新規の参加者層にアプローチしていきます。	不要
			計画事業	20	次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	体験プログラム数	－	6プログラム	数値上昇型	5プログラム【8プログラム】	夏休みの時期にコマ撮りアニメーション（オンライン＋対面）、カリブ海をテーマにしたファミリー向け音楽コンサート（ミニダンスワークショップ付き）を実施し、クリスマスにはファミリー向けのクラシックコンサートを開催しました。その他、計10回の長期ワークショップであるこども日本舞踊教室を実施したり、150～300人規模のコンサートを実施したことで、全体で延べ903名が参加し、参加者は増加しました。なお、コロナ禍の事業実施が3回目となり、徐々にコロナ前の開催形態（現地実施メイン）に戻す方向性のため、プログラム数としては減少しました。	B	4年度好評であったプログラムは踏襲しつつ、様々なジャンルの文化に触れられるよう内容を工夫していきます。また、新型コロナウイルス感染症が終息傾向にあることから、1つのプログラムに対しての回数や参加人数を増やしていくことが今後の目標です。	10プログラム【10プログラム】	令和5年度は、多様な子どもたちが様々なアートに出会う「きっかけ」を創出しました。まずは、親と子のアートサロンとして、乳幼児とその保護者を対象とした音楽・美術・演劇と3種類のプログラムを実施し、74組が参加しました。夏休み期間には、区内の放課後の居場所（学童）であるスキップで身体表現ワークショップを5か所で実施し、85名の子どもたちが参加しました。令和3、4年と実施したワークショップと比較すると参加者数は減少しましたが、アーティストと実際にコミュニケーションをとりながら体験するワークショップに、どの子どもも大満足だったという施設担当者の声が届いています。また、インリーチ型のワークショップとして電子工作とアクリル・リズム・セッション・ワークショップを行い、リズム・セッション・ワークショップの翌日には、公演を実施することで、体験でも鑑賞でも楽しめる機会創出を作り出しました。平成22年より実施している「こども日本舞踊教室」には、想定以上に応募者があり、当初16名定員を20名定員で実施しました。そして、クリスマスにあうるすぽっとを活用した舞台公演では、合計1,307名が来場し、多くの子どもたちと保護者の方が文化芸術を楽しむ場となりました。最後に、どんな環境に置いても文化体験機会を提供するために公演招待事業も行い、全5事業に計130人が参加しました。	B	継続実施している「0・1・2のおもちゃ箱」や「こども日本舞踊教室」など、引き続き展開していきます。さらに、子供たちが多様な文化芸術に触れる機会を、令和5年度実施をブラッシュアップする形で展開し、さらには障害者をもつ子どもたちにも参加できる場づくりをしていくことが今後の目標です。	
			計画事業	21	アートカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。		プログラム提供日数	－	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型	かぞくアートクラブ5日間 アートサポート児童館3日間【合わせて8日間】	としまおやこ小学校は、「かぞくアートクラブ」と名を変え、従来の親子という枠にとらわれず、祖父母から兄弟まで家族の誰もが参加できるように工夫を行いました。アートサポート児童館では保護者が芸術鑑賞の間、当プログラムに子どもを預け、子どもとアーティストと一緒に「HAPPYハッピーづくり」を行いました。自ら考えてモノづくりを経験することで、子どもたちだけでなく、保護者にとって有益な時間を提供することができました。	A	令和5年度以降も引き続き、国際舞台芸術の祭典である「東京芸術祭」の子ども参加枠として、本事業は実施をしていきますが、当芸術祭から豊島区が主催から抜けることとなったため、区の事業としては継続をしないこととしています。	未実施	東京都へ事業移管したため、区の事業としては実施していません。	D	事業の実施予定はありません。

具体的な取組			事業の概要						目標管理											目標値（令和6年度）見直し	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及企画の実施	－	年1回以上	数値維持継続型	5回【年1回以上】	新型コロナ感染防止策を講じながら、12月より中央図書館で読み聞かせボランティアの活動を試行的に再開した。また、子どもの読書に関する講習会を7月と2月に開催した。	A	新型コロナウイルスの5類移行後、本格的に区民ひろば等で、定期的な読み聞かせボランティア活動を再開する	143回【年50回以上】	読み聞かせボランティア人材バンクを活用し、区民ひろば20か所でおはなし会を合計136回で実施した。そのほか公民連携事業として西武池袋本店屋上やサンシャインシティ絵本の森など図書館外にて出張おはなし会を10回実施、子ども達が本に触れる機会や読書の楽しさを伝えた。	A	区民ひろば等における定期的な読み聞かせボランティア活動を継続的に実施する。「読み聞かせボランティア人材バンク」の運用について団体の自立を含め検討する。	
			計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数	－	35事業	数値上昇型	19事業【25事業 76%】	徐々に日常生活が回復するなか、子ども、若者世代がスポーツに触れる機会を可能な限り創出することで、体を動かすことによる心身の健全な育成につなげた。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しむことができる環境を引き続き確保するため、事業の継続と充実を図る。	21事業【24事業 86%】	当初の事業計画に近い形で実施することができ、子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるといふ目標に寄与することができた。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しみ、また継続して楽しんでもらうことができるよう、今後も事業の継続と充実を図る。	
			計画事業	15	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	出張プレーパーク実施回数	－	20回	数値上昇型	9回【10回】	常設の池袋本町プレーパークで季節のイベントとしてふれあい動物園、ポニー乗馬体験を実施しました。身近な地域で実施する出張プレーパークでは段ボール遊び、どろんこ遊び、大きなシャボン玉体験など、様々な体験の機会を提供しました。	B	常設の池袋本町プレーパークでは冒険遊びのほかに季節のイベントとして様々な体験の機会の提供を行います。出張プレーパークでは身近な地域で多様な遊びが体験できるよう公園を中心に実施します。	9回【10回】	保育園や区民ひろば、公園のほか、地域のイベントでも出張プレーパークを実施し、多くの子ども達に段ボール遊びやどろんこ遊び、シャボン玉遊びなど、様々な遊びの機会を提供しました。	B	常設プレーパークから離れた地域でもプレーパークを体験できるように、区内の各地域で出張プレーパークを実施します。園庭のない保育園や近隣の保育園、地域の親子連れが多く利用できるように公園を中心に実施します。	
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①23回【64回】（35%） ②190人【1,384人】（14%）	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となりました。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、対面開催以外に、年7回お便りを発行し、内容によって返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。また、学習会の場や返信ハガキで寄せられた子どもたちの意見や要望は、積極的に学習会の企画内容に取り入れています。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難です。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っています。	①22回【64回】（34%） ②305人【1,391人】（22%）	新型コロナウイルス感染症が収束したため、以前のように対面学習の子ども参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したので、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やしていきたいと考えています。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場について行けるような仕組みづくりに取り組んでいます。	不要
			計画事業	25	としま未来塾	放課後対策課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	－	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	－	地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	区立中学校8校の生徒を対象に、毎週土曜日、一回2時間の学習支援を実施した。年34日（68回）各回4人夏季休業中の平日3日（6回）	A	放課後対策課へ事業を移管	中学校8校の生徒を対象として区内3か所で実施年33日（130回）夏季休業中の平日3日（6回）延べ参加者数455人【中学校8校の生徒を対象】	教育センターは毎週、他東西の2か所は隔週にて実施した。英語の集中イベントや年度末の土曜部活に特別出演するなど、自己表現、自己発揮の機会をつくることができた。	A	定例の土曜日教室3か所に加え、平日の開催を検討し、学習面とサードブレイスを兼ね備えた事業として広く周知し、中学生にとって使いやすい放課後の居場所として検討を進める。	令和5年度より指導課より放課後対策課に変更 R6年度より、目標値の見直し・実施回数・延べ参加者数 目標値の設定が無かったため
			計画事業	26	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する校数	－	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する校数	数値維持継続型	大学生等を補習支援チューターとして配置した。【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間349時間（16時間/校） 中学校 年間335時間（42時間/校） 配置した。	B	今後も活用を継続する。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間349時間（16時間/校） 中学校 年間335時間（42時間/校） 配置した。	B	今後も活用を継続する。	
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもが学力向上の機会をもち、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	－	100%	数値維持継続型	100%【100%】	コロナの影響を最小限にすべく週2回の開催を定着させた。教室参加が困難な子にはリモート授業また補習のためのユーチューブ配信も試験的にとりいれ学習の機会を増やした。進路希望に合わせた親面接も行い、ひとり親支援の紹介も行った。	A	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大する。教室の中でもできるだけ少人数の個別対応ができる体制で行う。外部試験（模試）を積極的に取り入れ高校入試に対応する。親とも伴走し必要な支援を提供していく。	100%【100%】	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持つよう努めた。	A	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。安定した居場所としていきたい。	
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、基本的にはZOOMを利用して開催した。感染状況が落ち着いた時期も効率面を重視し、引き続きオンラインにて開催している。	A	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	12回【12回】	感染状況は落ち着いたが、効率面等を重視し引き続きオンラインにて開催している。	B	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
（4）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済																					
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①ー ①【2回（毎年度回数を維持）】 ②40回 ③【30回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①2回【2回】 ②44回【40回】	国の重点支援である「ヤングケアラー」の研修・豊島区児童相談所開設に際し「豊島区児童相談所の概要・区児童相談所開設後の子ども家庭支援センターの役割」について研修を開催した。出張講座はコロナ禍も継続して開催した。	A	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。区民向けや子ども向けの講座も検討する。ヤングケアラーの周知についても継続する。	①2回【2回】（100%） ②43回【40回】（107.5%）	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。	①不要 ②必要 40回 ③関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため ④が不要に変更	
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。 ①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校93.5% 中学校90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校100% 中学校100% ②職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校80.0% 中学校90.9%【100%】（80%） ②職層に応じ年3回実施【年3回】（100%）	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施（3回）をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データを活用し、子どもスキップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。	①小学校80.0% 中学校90.9%【100%】（80%） ②職層に応じ年3回実施【年3回】（100%）	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施（3回）をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成した掲示用いじめ防止対策表を活用し、子どもスキップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。	不要	
			新規事業	新規	子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	指導課	子どもたちが安心して学習・生活に取り組めるために、子どもに関わる職にある者の日常的な綱紀粛正を図る。	指導課長から「サービスニュースレターメール」を学校管理職、教員にどまらず、放課後対策事業等、児童生徒に関わる人員を含めて定期的に配信する。	サービス事故の発生を防止する。	－	0件	①数値維持継続型	2件【0件】	学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図る。	2件【0件】	初任者研修において、サービス事故防止をテーマに研修を行った。学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図る。	
			計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	－	85名	数値維持継続型	137名【100名】	区制90周年事業として拡大開催した。「もがれた翼」の過去作品上映と～地域で見守る・地域で支える子育て～を題材にパネルディスカッションを実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	120名【100名】	企業と共催で「ネットゲームが子どもたちの心と体にもたらす影響」という内容で実施。親子での参加が複数見られた。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	
			計画事業	32	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	－	100.0%	数値維持継続型	92.6%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	96.2%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して子育て応援ギフト（電子クーポン）を配布するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、必要に応じて妊娠前から関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	－	4,000件	数値上昇型	3,910件【3,900件】	R4年度は、さらに訪問相談担当者を増員し、様々な相談に対応できる体制を構築した。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	－	100日	数値維持継続型	88日【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談から繋がる形で特定妊婦、要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をおき、子の面接（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を処遇に反映させた。	B	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとら入れた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											目標値（令和6年度）見直し	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	－	1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】（100%）	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援する。	1団体【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていく。	
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼する。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】（100%）	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに全校毎週3時間の学校配置型事業を開始、学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能を強化。学校との距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	A	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	30校【30校】（100%）	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②－ 【②50件】	①－ ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法等を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	①必要 ②不要 ①令和5年度中に開設 ①区の財政等や検討状況を踏まえ、開設年度を見直す。
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども若者課 センター	子どもの権利侵害の相談に応じ、子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	20件【10件】	数値上昇型	55件【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター（仮称）の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	必要 20件 中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	児童相談課	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	－	－	－	－	－	東京都より業務の引継ぎ、文書の移管、その他各種協定書の締結を実施しました。 監視庁及び区内警察署と協定及び覚書を締結するとともに、子ども家庭支援センター及び長崎健康相談所との3機関連携会議を実施し複合施設としての支援機能強化を進めました。 一時保護所においては、子どもの権利ノートや目安箱により、子どもの権利擁護の取組みを進めました。	A	児童福祉法の改正に伴い、新たに制定される一時保護所の設備及び運営基準に適切に対応するとともに、子どもの権利擁護の更なる推進のため、意見聴取の仕組みや第三者評価の導入に向けた検討を行います。	－	虐待相談及び困難ケースへの対応力向上のため、都区主催の専門研修受講を奨励するとともに、所内監督職による所内研修・OJTを、5年度に新規策定した「ケース対応の危機管理マニュアル」も活用しながら実施した。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。 R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き高度な専門性を備えた職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。 R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	－	－	－	13件（作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。）	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は全13件）	A	引き続き電話相談は継続し、対面相談の再開準備をする。	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	
			計画事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	登録相談者数	－	250人	数値上昇型	349人【350人】	公立小中学校に貸与しているタブレットパソコンからメッセージツールが浸透し、相談件数が増加した。また、令和4年10月よりアシス公式KINEの運用が始まり、相談予約や情報提供を行っている。	B	タブレットパソコンからのメッセージによる予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	441人【350人】	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	
			計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	機関連携数	－	500件	数値上昇型	438件【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。	A	児童相談所も開設され、更に他機関との連携は密になることが予想される。今後も切れ目のない、適切な支援を行う。	553件【480件】	3機関連携会議を活用しつつ保健所、保育園等関係機関と連携し、ケース対応し支援にあたった。	A	3機関連携会議を活用しさらに他機関との連携を図り虐待の予防に努める。	
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	－	4件	数値上昇型	6件【3件】	令和5年2月児童相談所開設後に相談カードを区立小4～中3と区内施設へ配布し周知した。	B	令和5年7月にSOSカードを再度配布する予定である。普及啓発を継続する。	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	－	14,000件	数値上昇型	11,358件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ相談につなげ、自立に向けて寄り添った支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設ける。	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	

目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」

（1）子どもや家庭への医療・健康促進

①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	重点事業	46	ゆりかご・としま事業	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	①68%→90%に変更 【①70.0%】 【②74%】 【②80.0%】	①数値上昇型 ②数値上昇型	健康推進課 ①68.8% 【68%】 達成度101.2% 子育て支援課 ②69.8% 【75%】	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育てへの見とおしができるように情報提供をおこないました。面接後にゆりかご応援グッズを配付しました。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、令和3年度に引き続き、電話での受付や対応期間の概ね1歳3か月までの延長を継続した。（令和4年度で対応終了）	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実に行う。	健康推進課 ①89.7% 【68%】 達成度131.9% 子育て支援課 ②67.5% 【74%】 達成度91.2%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援グッズと出産応援ギフト（電子クーポン）を配付しました。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を実施しました。	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行います。	必要 ①90.0% 令和5年3月より、出産・子育て応援事業を開始し、ゆりかご面接（相談支援）とともに経済的支援を開始したため修正しました。 ②見直し不要
			計画事業	47	妊婦健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	出産にかかる経済的負担を軽減し、妊婦が安心して出産することができるよう支援を行います。	妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊娠につき妊婦健康診査受診票（14枚）・超音波受診票・子宮頸がん検診受診票を交付し、健診の公費助成を実施します。	初回検査実施率	－	95.0%	数値維持継続型	95.2% 【95%】	転入者も含めすべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付した。	B	従来の妊婦健診受診票等交付に加えて超音波検査の費用助成を従来の1回から4回へ拡充する。	92.7% 【95%】	転入者も含めすべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付しました。	B	多胎妊婦に対する追加5回分の妊婦健診受診費用、及び低所得の妊婦の初回産科受診料（産科医療機関において実施する妊婦の判定に要する費用）の償還払いを開始します。	
			計画事業	48	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	妊産婦の口腔衛生の向上、安全な出産乳幼児の健やかな発育のため、歯科健診を通じかかりつけ歯科医をもつことを啓発します。	妊娠中から産後または妊娠終了後1年以内の女性を対象に、1回の妊娠につき、1回の歯科健診及び保健指導を実施し、妊産婦と子の歯と口腔の健康を推進します。	受診率（38%）	－	受診率40%	数値維持継続型	41.0% 【43%】	乳児健診事業での啓発のチラシを配布した。	B	今後も妊産婦とその子の歯と口の健康のため継続して実施する。	40.3% 【43%】	妊娠届をされた妊婦に受診票を送付しています。乳児健診事業での啓発チラシを配布を実施しました。	B	今後も妊産婦とその子の歯と口の健康のため継続して実施します。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	計画事業	49	妊産婦・乳幼児保健指導事業	健康推進課 長崎健康相談所	経済的負担を軽減し、すべての妊産婦や乳幼児が健診を受けられるよう支援を行います。	経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に保健指導票を交付し、指定医療機関において保健指導を実施します。	保健指導票発行率	－	100%	数値維持継続型	100%【100%】	健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診票を発行した。	A	継続して実施する。	100%【100%】	健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診票を発行しました。	A	継続して実施します。	
			計画事業	50	産後ケア事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児に関する負担を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援します。	産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児不安等が認められる産後4か月未満の母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。	利用延べ日数	－	470日	数値維持継続型	606日【470日】	委託による宿泊型の産後ケア事業にて、助産師等による心身のケア、育児の支援、母子の健康増進に必要な支援を提供しました。	A	産後ケア事業を継続して実施し、助産師等による専門的な支援を受けることにより、母子の健康を増進するとともに、育児不安の軽減を図ります。	806日【470日】	委託による宿泊型の産後ケア事業にて、助産師等による心身のケア、育児の支援、母子の健康増進に必要な支援を提供しました。	A	新たに通所型を加えて継続実施し、助産師等による専門的な支援により母子の健康を増進するとともに、育児不安の軽減を図ります。	
			計画事業	51	育児支援ヘルパー事業	子ども家庭支援センター	育児支援ヘルパーの利用を助め出産、育児の負担の軽減を目指します。	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。	育児支援ヘルパー派遣回数	－	3,500回	数値上昇型	3,536回【4,000回】	出産、育児相談の際、育児支援ヘルパーの利用方法を具体的に提案した。要支援家庭の利用計画を精査したため減少した。	B	育児支援ヘルパーの具体的な利用方法を引き続き周知に努め、有効な活用を目指す。	3,863回【3,800回】	出産、育児相談の際、育児支援ヘルパーの利用方法を具体的に提案した。要支援家庭、ヤングケアラー家庭の利用は計画に沿って効果的にすめた。	A	育児支援ヘルパーの具体的な利用方法について引き続き周知に努め、有効な活用を目指す。	
			計画事業	52	としま育児サポーター	健康推進課	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	赤ちゃん訪問後も不安のある方へ助産師が個別訪問し、3～4か月児健診までのきめ細やかな支援を行います。	訪問数	－	270人	数値維持継続型	436人【270人】	赤ちゃん訪問などで把握された要支援家庭について、育児サポーター（助産師）による家庭訪問を実施しました。	A	育児サポーターによる家庭訪問を継続して実施し、育児不安の軽減を図ります。	519人【270人】	赤ちゃん訪問などで把握された要支援家庭について、育児サポーター（助産師）による家庭訪問を実施しました。	A	育児サポーターによる家庭訪問を継続して実施し、育児不安の軽減を図ります。	
			計画事業	53	としま見る知るモバイル（令和3年度より「もっと見る知る」に変更）	健康推進課 長崎健康相談所	妊娠・子育て中の記録を管理することができ、必要な情報を簡単に入手することができるよう、支援体制の充実を図ります。	結婚・妊娠・出産・子育て支援の情報発信を行うアプリを導入し、双方向性の支援を実施します。また、予防接種スケジュール管理とお知らせメールの自動配信を行います。※令和2年度より事業内容一部変更	新規登録者数	－	各年度1,000件	数値維持継続型	1468件【1000件】（146,8%）	新しい事業の開始等を、プッシュ通知により図った。	A	新規事業の開始通知等を漏らさないように努める。	1,961件【1,000件】	新しい事業の開始等を、プッシュ通知により図りました。	A	新規事業の開始通知等を漏らさないように努めます。	
			計画事業	54	ようこそ新米ママのひろば事業	健康推進課	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	生後4か月未満の乳児とその保護者を対象に、乳児の成長と母体の健康状態を確認し、育児に関する相談やメンテナンス体操を実施することにより、育児不安の軽減と母親のリフレッシュの機会を提供します。	実施回数	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	4か月未満の母子の健康と子育てでの相談を保健師・助産師・心理士により、年間12回を実施しました。	A	年間12回を継続して実施し、生後の早い時期から、子育て家庭の健康増進と育児への支援をおこないます。	12回【12回】	4か月未満の母子の健康と子育てでの相談を保健師・助産師・心理士により、年間12回実施しました。	A	年間12回を継続して実施し、生後の早い時期から、子育て家庭の健康増進と育児への支援を行います。	
			計画事業	55	豊島区特定不妊治療費助成事業	健康推進課	すべての人が安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、不妊治療をうける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	不妊治療を受ける夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）にかかった保険適用外の治療費の一部を助成します。	助成件数	－	500件	数値上昇型	598【500】119.6%	都が助成決定に長期間（約6か月）要していたため、豊島区への申請数は減少に至りませんでした。	B	継続して実施します。 東京都の助成事業が終了したことに伴い、申請数は大幅に減少する見込みですが、減少時期・減少幅については東京都の助成決定状況によります。	66件【500件】	「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療にかかった治療費の一部を上乗せして助成している事業で、東京都の事業はすでに終了しているため5年度で終了しました。	終了	「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療にかかった治療費の一部を上乗せして助成している事業で、東京都の事業はすでに終了しているため修正しました。	
			計画事業	56	入院助産	子育て支援課	経済的に困難な妊産婦の自立につなげます。	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	利用者数	－	10件	数値維持継続型	4件【10件】	病院からの情報提供があり、保健師との連携があった。子どもの権利グループとの連携、NPO団体との連携もした。入院助産にはならない妊婦についての相談も行った。	B	病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、その後の母子への生活支援も行う。NPO団体との連携をしていく。	7件【10件】	病院からの情報提供、保健師からの連携により居所がない等の困窮若年女子の妊婦の相談が増加。出産費用の支援だけではなく児童相談所、NPO団体との連携をしながら出産に向けての安全確保を行った。	A	病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、出産費用だけではなく出産までの安全確保、その後の母子への生活支援も行う。NPO団体との連携も強化していく。	
			計画事業	32	こんにちは赤ちゃん事業【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	－	100.0%	数値維持継続型	92.6%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、関係機関と連携しながら切れ目のない支援の充実を図ります。	96.2%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、必要に応じて妊娠期間から関係機関と連携しながら虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	
			新規事業	新規	外国語版母子手帳交付事業	健康推進課	日本語の理解が難しい外国人が安心して子育てができるよう支援する。	妊娠届出時に希望により10か国語版の母子手帳を交付している。	希望の言語の母子手帳を交付する	－	－	－	－	外国語版母子手帳を希望者全員に交付した。昨年度に比べて2.5倍ほど希望者が増加した。	A	外国語版母子手帳の交付希望者には引き続き全員に交付する。	－	外国語版母子手帳を希望者全員に交付しました。日本語の母子手帳との併用を希望する方には、対訳版として可能な範囲で外国語版も交付しました。	A	外国語版母子手帳の交付希望者には引き続き全員に交付します。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（％）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
②子どもの健康確保のための取組	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。	重点事業	57	乳幼児健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。	①乳児（3～4か月児）健診受診率 ②3歳児健診受診率	①93.5% ②92.2%	①— 【①97.0%】 ②95.0% 【②93.0%】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①94.3% 【95%】 ②97.4% 【95%】	新型コロナウイルス感染症の影響下でできる限り感染対策をしながらコロナ前と同様のスケジュールに戻して保健所での集団健診を実施した。	B	新型コロナウイルス感染症対策を解除し子どもの成長に合わせて適切な時期に健診を受診してもらうよう保護者に周知する。未来所の保護者にも勧奨通知を出す。	①96.7% 【95%】(99.7%) ②92.9% 【95%】(97.8%)	3～4か月児健診を年間48回、3歳児健診を年間36回、集団健診で実施しました。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	不要
			計画事業	58	乳幼児歯科衛生相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子を増やします。	乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	①3歳児健診時のむし歯のない子 ②1歳児歯科健診受診率	—	①95% ②60%	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①95.9%【95%】 ②61.5%【63%】	1歳児歯科健診年間24回、こども歯科（2歳児歯科）健診を年間46回実施した。	B	こどものむし歯予防のため、継続して実施する。	①95.8% 【96%】 ②63.5% 【63%】	1歳児歯科健診を年間24回、こども歯科（2歳児歯科）健診を年間46回実施しました。	B	こどものむし歯予防のため、継続して実施します。	
			計画事業	59	新生児聴覚検査事業	健康推進課 長崎健康相談所	全ての新生児が聴覚検査を受診しやすく、早期発見、早期療育につなげます。	聴覚障害は早期発見と適切な治療・支援が行われることにより、音声言語の発達への影響を最小限に抑えられることができます。検査費用の一部公費助成により経済的負担を軽減することで、全ての新生児が聴覚検査を受診しやすく、医療機関との連携により、早期発見、早期療育につなげます。	初回検査実施率	—	95%	数値維持継続型	87.5% 【95%】	妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行った。また、必要に応じて精密健診票を発行した。	B	初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図る。	91% 【95%】	妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行いました。また、必要に応じて精密健診票を発行しました。	B	初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図ります。	
			計画事業	60	乳幼児健康相談	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数	—	42回	数値維持継続型	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	
			計画事業	61	予防接種事業	保健予防課	感染症の重症化や死亡件数を抑え、集団感染による感染拡大を防止します。	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	接種率	—	94.0%	数値維持継続型	95.3% 【94%】	接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを送出し、費用助成を行った。	A	継続して実施する。	86.4%	接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを送出し、費用助成を行った。	B	継続して実施しつつ、SNSや電子申請等を活用する。	
			計画事業	62	先天性風しん症候群予防対策事業	保健予防課	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止します。	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	先天性風しん抗体検査実施件数	—	1,000人	数値維持継続型	632人 【1,000人】	妊娠・子育て世代対象に抗体検査を実施し、抗体価の低い方への予防接種を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。	B	継続して実施する。	1,020人 【1,000人】	妊娠・子育て世代対象に抗体検査を実施し、抗体価の低い方への予防接種を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。	A	継続して実施する。	
			計画事業	63	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上につなげます。	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	—	—	—	—	—	東京都の実施方針に基づき、令和5年度から、対象年齢を中学校3年生から高校生相当年齢までに拡大することとなったため、新たに対象となる方の申請受付および医療証発行を行った。また、入院時食事負担金についても、令和5年度より、乳幼児のみから高校生相当年齢までに対象を拡大することとした。	A	令和5年度から拡大された内容を含めて、医療費助成事業を着実に実施する。	—	令和5年度に拡大された内容を含めて、医療費助成事業を実施した。	B	医療費助成事業自体に変更の予定はないが、健康保険証がマイナンバーカードに移行することに伴う医療証申請手続きの変更について周知を図る。	
			計画事業	64	休日診療事業	地域保健課	医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における救急・応急診療を確保します。	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	年間開設日数	—	年間開設日数 休日67日、土曜準夜49日	数値維持継続型	年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日【年間開設日数：休日73日、土曜準夜51日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。コロナ検査を開始した影響もあり、令和2、3年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	年間開設日数：休日74日、土曜準夜50日【年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。コロナの5類以降、インフルエンザの流行もあり、令和4年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	
			計画事業	65	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	平日準夜間帯における、小児の救急診療の受け皿を確保します。	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	年間開設日数	—	年間開設日数 平日243日	数値維持継続型	年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日242日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。コロナ前に比べると患者は減っているが、令和3年度に比べて微増した。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日242日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。インフルエンザ等の流行により、令和4年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率（％）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
②子どもの健康確保のための取組	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。	計画事業	66	こどものぜん息水泳教室	地域保健課	ぜん息に負けない体力づくりをする機会の提供します。	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	実施回数	－	各年度20回	数値維持継続型	20回【20回】	計画とおり事業を実施した。	B	従前通り事業を実施し、区民のニーズに答える。	20回【20回】	計画とおり事業を実施した。	B	インフルエンザの時期を回避し、水泳教室の成果が効果的な実施期間となるよう、実施回数を17回に変更して実施する。	
			計画事業	67	子どものための禁煙外来治療費助成事業	地域保健課	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守ります。	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	①登録件数 ②助成件数	－	①10件 ②10件	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①登録8件【登録10件】 ②助成0件【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31広報としまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆりかご面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行った。さらに、受動喫煙防止対策の観点から各イベントで啓発チラシや啓発ティッシュを配布した。	A	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出荷保留となっており、大多数の医療機関で禁煙治療が休止されている。登録・助成件数ともに目標達成は困難であるが、事業周知を継続して啓発する。	①登録3件【登録10件】 ②助成3件【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31広報としまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆりかご面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行った。さらに、受動喫煙防止対策の観点から各イベントで啓発チラシや啓発ティッシュを配布した。	B	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出荷保留となっており、大多数の医療機関で禁煙治療が休止されている。登録・助成件数ともに目標達成は困難であるが、事業周知を継続して啓発する。	
（2）子育て家庭への支援																					
①子育て支援サービスの充実	子育て家庭への支援を推進します。	個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯	①45,000人 ②2,000世帯	①数値上昇型 ②数値上昇型	①26,536人【38,000人】 ②1,189世帯【1,800世帯】	講座の人数をコロナ禍前に近づけ、利用しやすい事業を実施。SNSを活用し、利用者への子育て情報を随時発信した。	A	親子遊び広場をコロナ禍以前の状態に戻し、1日を通して安心して利用してもらおう。引き続きフットワークバスの周知等をすすめ、センターの利用につなげる。	①26,864人【38,000人】（59.5%） ②1,468世帯【1,300世帯】（73.4%）	施設の開設状況をコロナ禍前に戻した。子育てに関する講座予約にオンラインを導入し利用しやすい状況になった。	A	講座予約のオンライン化の推進に加え利用者登録でもデジタル化をすすめることで利用しやすい施設を目指す。	不要
			重点事業	69	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域区民ひろば課	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	延べ利用者数	219,611人	222,500人	数値上昇型	122,437人【175,220人】（55%）	コロナ禍において感染症対策を段階的に緩和し、安全面に配慮しながら事業実施回数や定員を増やして、令和3年度と比べ多くの子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談の回数も増やした。令和4年度の達成度で見ると主管課評価はCとなるが、利用人数が上昇傾向にあること・コロナウイルスの影響を考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	149,051人【175,220人】（67%）	感染症対策を緩和し、安全面に配慮しながら子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談を行った。利用人数が上昇傾向にあることを考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	不要
			新規事業	新規	出産・子育て応援事業	健康推進課	子育て家庭の経済的負担を軽減し、妊娠から出産・子育て期に切れ目なく相談・支援が受けられる伴走型相談支援を充実させます。	国の「出産・子育て応援交付金」、東京都の「とうきょうママババ応援事業」の補助金を活用し、ゆりかご面接後に5万円相当、赤ちゃん訪問後に10万円相当の、出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）を交付します。	ギフト交付数	－	4200件	－	－	－	－	4,825件（令和4年度出生児分も遡及して対象になっています）	ゆりかご面接と赤ちゃん訪問の終了時に出産・子育て応援ギフト申請用紙を配布し、申請者に交付しました。	A	妊娠・出産時の相談支援事業と一体的に経済的支援を継続実施します。		
			計画事業	70	子どもショートステイ事業	子ども家庭支援センター	宿泊を伴う子どもの預け先を確保し、必要とする家庭を支援します。	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。	利用泊数	－	450泊	数値上昇型	488泊【429泊】	全体的に利用数が増加したこと、また利用泊数が特に増加した施設があったこともあり、引き続き増加傾向となった。協力家庭については2家庭拡大し、計5家庭となった。	A	区内協力家庭の数が充実してきているため、今後はそれぞれの協力家庭の利用泊数が増加するよう取り組んでいく。また、委託施設拡大についても引き続き検討を進める。	587泊【450泊】	令和4年度に要支援家庭枠の利用者が増加したことから、事業者の利用枠を拡充提案した。令和5年度は、周知活動の強化により、要支援家庭枠利用者数が359件と前年並であったのに対し、一般枠が108泊（R4）から228泊（R5）に倍増した。	A	要支援家庭については、支援プランのもと適正な支援の実施について、改めて進捗管理を徹底する。一般家庭については、上限利用時間が設定されているため、対象家庭に幅広く利用していただけるよう、周知活動を引き続き強化する。	
			計画事業	71	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	地域での子育ての相互援助を支援します。	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを援助します。※令和2年度より、事業内容一部変更	援助会員数	－	200人	数値上昇型	195【218】（89.4％）	コロナ禍ではあったが、援助会員養成講座（年2回）は実施。合計30名以上の援助会員が誕生した。しかし、退会者もあり、援助会員数は前年度より増加したが、目標には届かなかった。	B	養成講座の確実な実施に加え、多媒体での情報発信等により、引き続き援助会員の拡大を図る。	200人【200人】	援助会員養成講座を年2回実施。合計30名以上の援助会員が誕生した。退会者もあったが、会員数200名となった。	B	養成講座の確実な実施に加え、多媒体での情報発信等により、引き続き援助会員の拡大を図る。	
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業	子育て支援課	子育てナビゲーターが、妊娠・出産・子育てに関する相談にお応えし、また、ご家庭の状況に応じた子育て情報を提供します。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	3,460【3,800】（91.1%）	長引く、新型コロナ感染症により、来庁者はほぼ横ばいとなっている。「としまもっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信を、子育てインフォメーションが主体となり9月から開始した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,373件【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまもっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
①子育て支援サービスの充実	子育て家庭への支援を推進します。	個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。	計画事業	73	子育てひろば事業補助	保育課	身近な地域における子育て家庭への支援を広げます。	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。	運営助成数	－	利用組数2,000組	数値維持継続型	2,808組【2,000組】	感染症対策を徹底しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての場が制限されている子育て世帯への支援を行った。	A	新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、今後の状況も考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	3,358組【2,000組】	子育て親子の交流、子育てに関する相談、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等実施の場として「子育てひろば」を実施する団体へ運営助成を行い、子育て家庭への支援を行った。	A	令和5年度までの取組を継続的に実施していくとともに、地域との交流など、地域支援の場として、子育て支援への取組の方向性を拡充していく。	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
			計画事業	74	マイはいくえん事業	保育課	「マイはいくえん」事業を通して、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実に努めます。	登録者数（1園あたり平均）	－	増加	数値上昇型	17.6人【15人】	妊娠届出時に配布する母子保健バックに事業のリーフレットを封入するなど、出産を控えている方とそのパートナーへの事業の周知に力を入れることで、登録者を増加させることができた。	A	令和5年4月より私立保育所、地域型保育事業と協働し、事業実施園を拡大することで、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイはいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。		
			計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動支援します。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児がいる家庭を訪問し、親の悩みなどの相談と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	－	1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】（100%）	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援する。	1団体【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていく。	
			計画事業	51	育児支援ヘルパー事業【再掲】	子ども家庭支援センター	育児支援ヘルパーの利用登録を促し安心して出産、育児ができることを目指します。	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子を養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。	育児支援ヘルパー登録数	－	500件	数値上昇型	687件【400件】	様々な機会でも一人ひとりへの周知を丁寧に実施した。	A	登録が利用につながるよう、具体的な利用方法を伝えることで安心して出産育児ができる環境を目指す。	412件【450件】	連携機関において事業を紹介してもらえるよう周知を丁寧に実施した。	A	妊娠期間から利用できることを妊娠届時の説明を引き続き依頼、具体的な利用方法の周知も丁寧にを行う。	
②家庭教育支援	家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。	子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。	重点事業	75	家庭教育推進事業	庶務課	家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きたいと思う人の増加率」 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①11%上昇【18%上昇】 ②39名【300名】 ③9講座【17講座】	①新型コロナウイルス感染症対策をしながら、対面講座を開催しました。学習発表会も対面で開催し、家族、学校、地域を巻き込み、学習成果を発表し、学習発表会には多くの来場がありました。 ②人数も絞って実施しました。アンコンシャスバイアスについて、子どもとかわる大人に対しての啓発事業を実施しました。 ③オンラインでの開催も含めて、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的に実施していきます。 ③引き続きオンライン開催なども検討しながら、講座実施を支援します。10講座開催を目標にします。	①32%上昇【18%上昇】（177%） ②0名【300名】（0%） ③11講座【17講座】（55%）	①対面講座を実施、今年度は新たに「としまPゼミ」という愛称で活動しました。12月の学習発表会に向けて、展示・ゲーム・クイズなどを作成し、多くの来場者を巻き込み、学びから見出した身近なSDGsの課題を見出し、解決策等を発信しました。 ②令和5年度は未実施。 ③対面講座に戻つつあります。PTA会長・担当部門にも説明に出向き、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的に実施します。 ③オンライン開催の希望があれば対応ながら講座実施を支援していきます。また説明が必要な学校へは訪問します。	不要	
			計画事業	76	母親学級、ババママ準備教室	健康推進課 長崎健康相談所	安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	実施回数 ①母親学級 ②ババママ準備教室	－	①18回（平日コース6回、休日コース12回） ②24回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①18回（平日コース6回、休日コース12回） 【18回（平日コース6回、休日コース12回）】 ②36回【24回】	安心して出産・育児を迎えられるように、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、子育てについて助産師等による講義・実技指導をおこないました。参加しやすい土日に実施しました。	A	参加しやすい休日に継続して実施し、安心して出産・育児を迎えられるように、事業をとおして学習の機会と情報を提供します。	①18回（平日コース6回、休日コース12回） 【18回（平日コース6回、休日コース12回）】 ②36回【24回】	安心して出産・育児を迎えられるように、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、子育てについて助産師等による講義・実技指導をおこないました。参加しやすい土日を中心に実施しました。	A	参加しやすい休日を中心に継続して実施し、安心して出産・育児を迎えられるように、事業をとおして学習の機会と情報を提供します。	
			計画事業	77	母乳教室事業	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	母乳で育てたいと考えている母親のために、母乳相談を実施します。	実施回数 ①母乳教室 ②卒乳教室	－	①20回 ②15回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①21回【21回】 ②15回【15回】	子育て中の悩みのひとつである母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会として母乳教室と卒乳教室を実施しました。	A	継続して実施し、母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会を提供することにより、安心して子育てしていけるようを支援していきます。	①21回【21回】 ②15回【15回】	子育て中の悩みのひとつである母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会として母乳教室と卒乳教室を実施しました。	A	継続して実施し、母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会を提供することにより、安心して子育てしていけるようを支援していきます。	
			計画事業	78	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	母親向けの講座を開催し、母親の子育て力の向上・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。	講座参加者数（スマイル講座・NP）	－	500人	数値上昇型	551人【400人】	年間予定のすべての回を実施できた。対象の保護者の年齢設定を変えることで、たくさんの方に参加してもらえた。	A	スマイル講座、ノーバディーズパーフェクトはニーズの高い講座であるため、今後も継続実施とする。	466人【500人】	台風の影響や最低開催可能人数に届かず未実施の回があったため前年度より参加者数が減少した。	B	開催時期や対象年齢を調整し実施する。	
			計画事業	79	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	父親向けの講座を開催し、父親の子育て力の向上・育児参加・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	講座参加者数（スマイル講座・父親向け講座）	－	300人	数値上昇型	207人【200人】	センターだよりやHPでの周知に加え、必要な家庭には声がけをし、参加につなげた。またYouTubeでの配信を行った。	A	今後も父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにし、父親の育児参加につなげる。	176人【200人】	センターだよりやHPでの周知に加え、必要な家庭には声がけをし、参加につなげた。	A	育児中の父親からママと同様のイベントがあるかどうかの問い合わせもあり、今後も父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにし、父親の育児参加につなげる。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度				目標値（令和6年度）見直し	
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
②家庭教育支援	家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。	子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。	計画事業	80	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センター	親が子どもの発達について理解し、対応スキルを身につけられるよう支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	講座参加者数（PT・PD）	－	300人	数値上昇型	479人【250人】	4年度はNP（ノーバディズパーフェクト）、PT（ペアレント・トレーニング）を実施。講座の案内をSNSでも発信した。	A	講座担当職員は経験を重ね、スキルアップできるよう配置し、参加する親の子育て力向上につなげる。	344人【300人】	5年度はベビープログラム、ペアレントトレーニングを実施。ベビープログラム申し込みにオンライン予約を導入した。	A	ベビープログラムのニーズが高いためファシリテーター資格取得職員を増加とブラッシュアップを実施し質の高い講座を安定して開催する。	
			計画事業	81	保護者向け就学前教育に関する啓発	庶務課（教育施策推進担当課長）	保護者向けに就学前教育に関する啓発をいす。	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	保護者向けパンフレットの配布回数/年	－	1回	数値維持継続型	0回【0回（令和4年度は作成準備）】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あて発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。	0回【0回（令和5年度は作成準備）】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会（3回）を開催しました。その中で学識経験者による研修（2回）を実施しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あて発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。	
③相談支援	育児や子育てに関する悩みや不安、問題の解決を図ります。	子育て一般に関する相談や、専門的な知識を要する相談など、子育てに関わる各種相談支援に取り組みます。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	相談件数	11,996件	13,000件	数値上昇型	13,352件【12,200件】	18歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。コロナ禍の状況が落ち着き、来館での対応が増加した。	A	気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。	16,102件【14,000件】（124%）	18歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。発達個別相談の枠を増やしたため利用者が増加した。	A	引き続き気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。	不要
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	－	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①712件【600件】 ②8件【36件】	大規模なイベント開催を縮小するなかでも、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナの感染症法上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、今後の状況も考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	①304件【600件】 ②19件【36件】	大規模なイベント開催は難しいものの、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナの分類変更も踏まえ、今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	保護者が適切な支援を受け子育てに取り組めるように相談対応します。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	－	4,000件	数値上昇型	3,910件【3,900件】	R4年度は、さらに訪問相談担当者を増員し、様々な相談に対応できる体制を構築した。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	3,460【3,800】（91.1%）	長引く、新型コロナ感染症により、来庁者はほぼ横ばいとなっている。「としまっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信を、子育てインフォメーションが主体とな9月から開始した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,373件【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	
			計画事業	74	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数（1園あたり平均）	－	増加	数値上昇型	17.6人【15人】	妊娠届出時に配布する母子保健バックに事業のリーフレットを封入するなど、出産を控えている方とそのパートナーへの事業の周知に力を入れることで、登録者を増加させることができた。	A	令和5年4月より私立保育所、地域型保育事業と協働し、事業実施園を拡大することで、区民にとってより身近な保育園になるように事業を実施する。	9.4人【10人】	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイはいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）		令和5年度以降の取組の方向性（p）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）		令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」																						
（1）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実																						
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	重点事業	83	私立保育所施設整備助成	保育課	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	私立保育園の受入定員	4,629人	6,192【6,852人】	数値維持継続型	5,211人【5,175人】	当初、2園の新規開設を計画していたが、地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を1園の新規開設に変更した。結果、待機児童ゼロを維持した。	A	乳幼児人口が減少傾向となる中で、保育需要は満たされつつある一方、既存施設における空き定員や小規模保育事業における閉園が課題となっており、令和5年度、6年度については、新規開設を行わないものと決定した。地域における保育需要を慎重に見極めながら、今後の保育施設の整備について検討していく。	5,055人【5,055人】（81.6%）	令和5年度、令和6年度については、新規開設を行わない方針の元、待機児童ゼロを継続してきた。令和5年度には「今後の保育政策のあり方検討会議」を立ち上げ、現状の課題を整理した。	A	今後は、大型マンション竣工等の局地的な保育需要に対応していくとともに、既存施設の空き定員や小規模保育事業の閉園への対策についても検討を進めていく。	必要 5,211人 令和5年度及び令和6年度の新規開設を行わないものとしたことを受け、令和4年度の整備結果を踏まえた定員を目標値に修正した。あわせて、目標値の性質を数値維持継続型へ修正した。 必要 5,055人 現時点の定員数で、保育需要が拡大する見込みがないため、目標値を現在の整備数と同値とする。	
			計画事業	84	通常保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズや保育需要を把握し、必要な保育を提供します。	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	在籍児童数（4月1日）	－	7,629人	数値維持継続型	6,201人	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染症対策を徹底しながら、必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。	6,200人	必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。		
			計画事業	85	区立保育園の民営化	保育課	区立保育園3園の民営化を進めます。	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。	公立保育園3園の民営化	－	3園	数値上昇型	1園	池袋第三保育園の民営化が完了した。また、東池袋第一保育園については、保育引継ぎを実施した。	A	東池袋第一保育園の民営化を完了させる。	1園	東池袋第一保育園の民営化を完了した。	A	今年度、区立保育園のあり方を整理していく中で、今後の区立保育園の民営化についても検討する。		
			計画事業	86	家庭的保育事業	保育課	家庭的な雰囲気です少人数を対象に、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。		
			計画事業	87	小規模保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、小規模保育事業A型・B型・C型3つの事業類型により、家庭的保育事業に近い保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。		
			計画事業	88	事業所内保育事業	保育課	事業所の従業員の仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域の子どもを受け入れ、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	事業廃止のため取組なし。	事業廃止のため取組なし。	D	事業廃止のため取組なし。			D	事業廃止のため取組なし。		
			計画事業	89	居宅訪問型保育事業	保育課	保育を必要とする世帯の自宅で保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	－	－	－	保育需要を把握し、保育を提供。	保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	保育需要を把握し、保育を提供。	保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。		
			計画事業	90	臨時保育事業	保育課	待機児童対策事業として、認可保育所等へ入園予定が出なかった世帯への保育を提供します。	認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して時限的に整備した施設において保育を行います。	待機児童数	－	0人	数値維持継続型	0人【0人】	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	引き続き、待機児童の受入れを継続する。また、近年の受入れ状況を踏まえ、効率的な運営となるよう定員の見直しを行う。	0人【0人】	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	引き続き、待機児童の受入れを継続する。		
			計画事業	91	認証保育所運営費等補助事業	保育課	認証保育所の開設・運営を補助し、保育サービスの充実を図ります。	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	認証保育所への補助	－	－	－	－	区内認証保育所6園および区外認証保育所8園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。	－	区内認証保育所5園および区外認証保育所8園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。 また、近年、ニーズが増加している特別な配慮や支援を必要とする児童を預かった場合の補助を拡充し、保育サービスの充実を図る。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	92	延長保育事業	保育課	必要な家庭が安全に延長保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	定員数	－	増加	数値上昇型	1,375名【1,375名】	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員も拡大した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを確保する。	1,365名【1,365名】	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員が拡大した一方、閉園した施設があり、全体としては減少した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを確保する。	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
			計画事業	93	一時保育事業	子ども家庭支援センター 保育課	必要な家庭が安全に一時保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	①一時保育利用時間 ②定員数	－	①16,000時間 ②増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	子ども家庭支援センター ①21,466時間【16,000時間】 ②20名【20名】 保育課 ①17,642時間【17,642時間】 ②48名【48名】	子ども家庭支援センター 定員をコロナ禍前に戻し、保育を実施。受け入れ児の体調管理、手洗い、玩具の消毒、換気等には引き続き配慮した。 保育課 新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施したうえで各施設で一時保育を実施した。	A	子ども家庭支援センター 保護者のニーズに合わせ、安全安心の保育を実施。24時間申し込みができるよう「母子モ」によるWEB予約を開始。周知をしていく。 保育課 地域型保育施設においては、一般型の定員を3名から4名に増やし、新たに一時預かり事業（余裕活用型）を実施する。今後も需要を考慮し、必要に応じて利用定員数の拡大に努める。	子ども家庭支援センター ①23,021時間【20,000時間】 ②20名【20名】 保育課 ①21,855時間【20,000時間】 ②57名【55名】	子ども家庭支援センター 利用予約に母子モアプリによるWEB予約を導入。24時間予約キャンセルができることで利便性が向上し利用者が増加した。 保育課 地域型保育事業において、新たに余裕活用型の一時預かり事業を開始し、定員を拡大。家庭で保育を行う方に必要な保育を提供した。	A	子ども家庭支援センター 今後もWEB予約の周知をすすめより多くの方の利用に努める。 保育課 こどもつながる定期預かりとあわせ、家庭で保育を行う方に、必要な保育を提供していく。	
			計画事業	94	病児・病後児保育事業	保育課	病児・病後児の保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	実施施設数	－	4施設	数値維持継続型	4施設【4施設】	新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を緩和し、4施設で病児・病後児保育を実施した。	A	新型コロナの感染症法上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、受け入れ基準を適宜見直しながら、実施していく。 また、1施設新規に開設し、病児・病後児保育のニーズに対応していく。	5施設【5施設】	新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を緩和し、5施設で病児・病後児保育を実施した。	A	引き続き、病児・病後児保育を実施し、保育サービスの充実を図る。	
			計画事業	95	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	病児保育料の助成により、子育てと就労の両立を支援します。	学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気やけがにより登校困難になり、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。	利用件数	－	10件	数値維持継続型	3件【5件】	全ての学童クラブ在籍家庭に対し、年2回のリーフレット配付を行い、引き続き事業周知の徹底を図った。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、必要な家庭が確実に助成を受けることができるよう事業の定着を図る。	3件【10件】30%	コロナ等の感染症などにより患が減少したせいか、横ばいの利用状況となった。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、必要な家庭が確実に助成を受けることができるよう事業の定着を図る。	
			計画事業	96	訪問型病児保育補助事業	保育課	訪問型病児保育の保育料補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	訪問型病児保育保育料の補助	－	－	－	－	延370日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	－	延468日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	
			計画事業	97	休日保育事業	保育課	休日における保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	定員数	－	40人	数値維持継続型	50人【50人】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、4施設において休日保育を実施した。	A	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、引き続き休日保育を実施していく。	50人【50人】	4施設において休日保育を実施した。	A	引き続き休日保育を実施していく。	
			計画事業	98	短期特例保育	保育課	緊急に保育が必要な利用者に対し、保育サービスの充実を図ります。	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。	受入人数	－	増加	数値上昇型	12人【12人】	延195日の短期特例保育を実施した。	B	引き続き、短期特例保育を実施していく。	18人【12人】	延271日の短期特例保育を実施した。	A	引き続き、短期特例保育を実施していく。	
			計画事業	99	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	認証保育所利用者に対し、保育料の補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また、幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	対象者への補助	－	－	－	延943人	延943人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。	延800人	延800人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。	
			計画事業	100	保育コンシェルジュの配置	保育課	保育ニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、安心して保育所に入所できるよう支援します。	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	相談件数（申込み状況）	－	増加	数値上昇型	2,931件【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。	2,838件【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。	
			計画事業	101	学童クラブ事業	放課後対策課	放課後の保育が必要な児童を支援します。	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	待機児童数	－	0人	数値維持継続型	0人【0人】	児童数の増加に加え、コロナ禍による子どもスキップの一般利用休止に伴う臨時入会などに対応するため、利用スペース・定員を確保しました。	A	引き続き利用者の増加に対応します。	0人【0人】	児童数の増加に対応するため、利用スペース・定員を確保しました。	A	引き続き利用者の増加に対応します。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（％） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）		主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	102	認定こども園の整備検討	庶務課（教育施策推進担当課長）	区立幼稚園の認定こども園への移行を検討します。	区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。	公立認定こども園の設置数	－	1園	－	0園【0園】	庶務課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について関係各課による検討会を開催しました。令和7年度4月1日開設を政策決定し、令和6年度に施設改修経費など関係予算を計上しました。 保育課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について関係各課で連携し、検討を進めた。	A	庶務課 施設改修に合わせて、運営体制（組織体制、保育内容）など具体的な検討を進めます。 保育課 分園型認定こども園の整備方法の検討、運営体制（組織体制、保育内容）、区立幼稚園のあり方の検討を進める。	0園【0園】	庶務課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について、他2園の区立幼稚園の方針が定まっていないなどの理由から令和7年4月1日からの開設を見送りました。改めて幼児教育の方針について検討するため、幼児教育部会を設置しました。 保育課 教育委員会と連携をしながら、分園型認定こども園の整備の検討を進めました。	休止	新しく設置した幼児教育部会において、幼児教育のあり方や区立幼稚園の存在意義を改めて検討します。幼児教育・保育サービスの充実に向けて認定こども園化の必要性を含めて再度検討してまいります。	
			計画事業	103	区立幼稚園預かり保育の実施	庶務課（教育施策推進担当課長）	区立幼稚園で「預かり保育」を実施します。	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	預かり保育の実施園数	－	3園	数値維持継続型	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施しました。	A	全園での「預かり保育（長期休業中含む）」実施を維持します。	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施しました。	A	全園での「預かり保育（長期休業中含む）」実施を維持します。	
			計画事業	104	私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	一時預かり事業の実施	－	増加	数値上昇型	1園【事業自体が「私立幼稚園一時預かり事業の『推進』」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	実施を検討する園との相談を実施した。	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	1園【事業自体が「私立幼稚園一時預かり事業の『推進』」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	実施を検討する園との相談を実施した。	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	
			計画事業	105	私立幼稚園等園児保護者援助事業（入園時補助を含む）	保育課	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図ります。	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保護者補助金の支給	－	－	－	－	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	A	継続して補助事業を実施する。	－	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	A	継続して補助事業を実施する。	
			新規事業	新規	こどもつながる定期預かり事業	保育課	必要な家庭が安全に事業を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保育所等に通っていない、未就学児を週1回定期的に預かり、子ども同士の触れ合いや保育士との育児相談の機会をつくる。	利用人数	－	145人	－	－	－	－	25人	5園で事業を実施し、保育所等に通っていない未就学児が多様な他者と関わる機会を設けるとともに、家庭保育について相談できる機会を設けた。	B	国制度の本格実施を見据え、実施園、利用人数を拡大する。利用する側、受け入れる側双方からの意見を踏まえ、本格実施のあり方を検討する。		
			②幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。	重点事業	106	子ども研修	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,236人【1,800人】	34講座 延べ受講者数1,236人参加した。（その他、普通救命講習8回144名実施） 引き続きコロナ感染症対策は実施しつつも可能な限りグループワークなどを実施した。	B	コロナ感染症の規制緩和に伴い、参加人数制限の解除や参加者数に見合った広い会場の確保に努める。研修の内容も座学中心であったが、可能な限りグループワークなども取り入れ参加者間での交流も取れるようにしていく。	1,395人【1,800人】（77.5％）	36講座 延べ受講者数1,395人参加した。（その他、普通救命講習10回193名実施） 私立保育園など対象施設が増える中、コロナ感染症による人数制限も解除しグループワークも含め実施しました。
計画事業	5	保育の質向上事業【再掲】				保育課	子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	①レミダワークショップ実施園 ②CAPプログラム実施園	－	①9園 ②9園	①数値上昇型 ②数値上昇型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	感染防止対策を講じながら、予定通り実施した。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	
計画事業	107	区内保育施設イケアバス活用事業				保育課	子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。	区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乗せ、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	延べ参加園数	－	105園	数値上昇型	104園【85園】	行程における時間を再度見直し、バスの乗車時間などに余裕を持たせることで、子どもたちが安全に移動できるよう配慮を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつあったことを受け、参加園数は回復傾向にある。	A	利用者アンケートの結果を踏まえた検討を行い、行程の見直しを引き続き実施するとともに、悪天候時にイケアバスが運行できない場合などの対応を検討する。	115園【95園】	バスの園児定員減等によるバス台数の調整やサンシャインシティの来場者増加等による実施可能日減等の調整を行い、希望する全ての保育園の催行を手配した。	A	利用者アンケートの結果を踏まえた行程の検討等を行いながら、引き続き希望する保育園の催行を確保できるよう調整する。	
計画事業	108	保育指導事業				保育課	区内のどの保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い保育を受けることができるよう保育の質を向上を図ります。	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	①巡回支援回数 ②検査実施施設数	－	①241回 ②49施設	①数値上昇型 ②－	①308回【238回】 ②52施設【50施設】	令和3年度に引き続き、感染対策に配慮して巡回を実施した。指導検査方法を変更し、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	A	引き続き巡回及び実地検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。	①302回【138回】 ②79施設【77施設】	令和4年度に引き続き、感染対策に配慮して巡回を実施した。指導検査方法を変更し、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	A	引き続き巡回及び実地検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理													目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※	
②幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。	計画事業	109	保育の質ガイドライン関係事業	保育課	保育の質ガイドラインの普及・啓発を通じ、豊島区全体の保育の質向上を図ります。	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	①新設園への「保育の質ガイドライン」の配付数 ②普及版の配布数	－	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①3園 50部 ②普及版増刷3000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」を配付するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。	①2園 35部 ②普及版増刷3,000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」を配付するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。		
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象とした研修 ①実施数 ②人数	－	①10回 ②300人	－	①10回【10回】 ②1179人【560人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①7回 【6回】 ②921人【300人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。		
			計画事業	111	私立幼稚園教育環境整備事業	保育課	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図ります。	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	教育環境整備補助金の支給園数	－	13園	数値維持継続型	13園【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。	A	継続して補助事業を実施する。	13園【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。	A	継続して補助事業を実施する。		
			計画事業	112	区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	指導課	区立幼稚園に道徳性育成指導員を配置します。	幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に園児の道徳性育成等を担当する専任教諭を配置します。	区立幼稚園の道徳性育成指導員を配置した園数	－	3園	数値維持継続型	3園【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置した。	A	今後も配置を維持する。	3園【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置した。	A	道徳のみならず子どもの多様性を受け入れた指導の実施。（事業名変更予定）		
			計画事業	113	保育施設間の連携協力事業	保育課	保育施設の情報共有や連携を通じて、区内保育施設全体の保育の質向上を図ります。	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	良好な連携協力を実施	－	－	－	－	新型コロナにより、園児同士の交流は縮小せざるを得ない活動もあったが、情報交換を密に行うなど、コロナ禍でも可能な限り連携を図った。	B	感染症対策を講じつつ、継続して連携を実施する。	－	新型コロナの分類変更を踏まえ、園同士・園児同士の交流を含めた連携のあり方を模索しながら、少しずつではあるが連携を図っている。	B	継続して連携を実施する。		
			計画事業	114	地域型保育施設への連携協力事業	保育課	連携協定に基づく交流や合同保育等を通じて、園児たちの遊び場や体験の機会の確保を図ります。	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。	連携協力事業の実施	－	－	－	－	コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。	B	感染症対策を講じつつ、継続して連携を実施する。	－	新型コロナの分類変更を踏まえ、感染対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。	B	継続して連携を実施する。		
			計画事業	115	保育施設の園外活動支援	保育課	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、園児の遊び場確保を図ります。	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと区立小学校の校庭や子どもキップ施設の活用など、園児の遊び場確保を図ります。	利用回数等 ①小学校校庭開放 ②区民ひろば	－	①延べ100回1,000名 ②延べ13か所	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①延83回1,151名【延100回1,000名】 ②延11か所【延10か所】	コロナ禍であったが、感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図った。	B	引き続き園児の遊び場確保を図る。	①延132回2,591名【延100回1,000名】 ②延29か所【延13か所】	引き続き区立小学校・地域区民ひろば等と調整し、園児の遊び場確保を図った。	A	引き続き園児の遊び場確保を図る。		
計画事業	116	保育施設の運営充実助成	保育課	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援します。	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育施設への補助	－	－	－	－	対象の全保育施設に対し、補助金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実施する。	－	対象の全保育施設に対し、補助金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実施する。					
③幼稚園・保育所と小学校の連携	幼稚園・保育園・小学校の連携を促進します。	職員間の交流機会の提供や、連携促進を目的としたプログラムを開発しています。	計画事業	117	保幼小連携推進プログラムの作成	庶務課（教育施策推進担当課長）	「保幼小連携推進プログラム」を作成・検証します。	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	・0～5歳児の就学前プログラムの作成 ・小学校入学後のスタートプログラムの作成	－	「保幼小連携推進プログラム」に基づいた幼児教育の充実	－	就学前教育（特別支援教育、保幼小連携）の研究・実践を行い、保幼小連携推進プログラムを検討します。	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。	就学前教育（特別支援教育、保幼小連携）の研究・実践を行い、保幼小連携推進プログラムを検討します。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。			
			計画事業	118	保幼小連絡会（仮称）の設置	庶務課（教育施策推進担当課長）	保幼小連絡会（仮称）を設置します。	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	保幼小連絡会（仮称）の開催回数/年	－	1回	数値上昇型	3回【3回】	池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	A	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。	3回【3回】	池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	A	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
（２）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備																					
①子どもの権利に関する学びの支援	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。	重点事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった5校にて子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。 指導課 教員研修においてCAPプログラムの研修を実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】（100%） ②CAPプログラム1校【1校】（100%） 指導課 5校【3校】（166%）	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	不要
			計画事業	119	人権課題に対する教育の充実	指導課	道徳の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進校事業を実施します。	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	都のプログラムを活用した授業の実施数	－	都のプログラムを活用した年3回以上の授業の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。人権尊重教育推進校事業を実施した。（巣鴨小）	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施する。 ・他地区人権尊重教育推進校の研究発表内容を本区でも共有し、人権教育を推進する。	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施する。 ・他地区人権尊重教育推進校の研究発表内容を本区でも共有し、人権教育を推進する。	
			計画事業	120	道徳教育の充実	指導課	学校において、児童・生徒の道徳性を一層充実させる研究や取組を推進します。	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	道徳に関連した研修の実施数	－	年間3回以上道徳に関連した研修の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	中堅教諭等資質向上研修における道徳授業の研究をした。区立小中学校における道徳授業の研究をした。研究開発指定校における道徳と関連させた人権教育を推進した。	A	今後も推進する。	年3回【年3回以上】	区立小中学校における道徳授業の研修をした。	A	特別の教科 道徳が導入されてから小学校で6年、中学校で5年が経ち、一定の成果が出たため、事業を中止する。	
②意見表明と参加の促進	学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	重点事業	121	子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。	－	ISSの取組—区内小中学校10校人権尊重教育推進校発表—小学校1校小中学校における生活に関するきまりの見直し	ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。全小中学校で生活のきまりを自主的に見直した。	A	今後も年1回以上、学校のきまり（校則）について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。	ISSの取組—区内小中学校10校人権尊重教育推進校発表—小学校1校小中学校における生活に関するきまりの見直し	ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。全小中学校で生活のきまりを自主的に見直した。	A	今後も年1回以上、学校のきまり（校則）について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。	不要
③学校における体験機会の提供	学校における、子どもの体験機会を確保します。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	計画事業	122	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	子どもたちに質の高いアート体験を提供します。	区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。	プログラム提供日数	－	2日間	数値維持継続型	未実施	令和2年度からコロナを機に中止となった当該事業については、再開に向けての検討をしてきましたが、事業内容の見直しを図るため、現状、事業を実施していません。	D	事業の実施予定はありません。	未実施	令和2年度からコロナを機に中止となった当該事業については、再開に向けての検討をしてきましたが、事業内容の見直しを図るため、現状、事業を実施していません。	D	事業の実施予定はありません。	
			計画事業	123	伝統・文化の継承	指導課	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進します。	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	・区の文化施策についての研修の実施数 ・区の地域教材への理解を深める研修の実施数	－	年1回以上伝統文化に関する研修の実施	数値維持継続型	年1回【年1回以上】	区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。区としてのSDGsの取組について担当課より教員に説明を行った。	A	今後も推進する。	年1回【年1回以上】	区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。区としてのSDGsの取組について担当課より教員に説明を行った。	A	今後も推進する。	
			計画事業	124	次世代文化の担い手育成事業	指導課	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高める取組を推進します。	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	事業の実施数	－	幼稚園3園小学校4校	数値維持継続型	幼稚園2園、小学校4校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】	地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。	幼稚園2園、小学校4校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】	地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器、体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。	
			計画事業	125	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	オリパラ学習の実施校数（指定小中学校において、先進的なオリパラ推進事業に取り組む。）	－	7校	数値維持継続型	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付けて実施している。研究開発指定校において、インクルーシブ遊具を活用した体力向上に取り組み、成果を全校に発表した。また、コミュニケーションをテーマに研究開発を進めている小学校もあり、来年度成果を発表する予定としている。	A	学校レガシーの取れ組を今後も推進する。	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付けて実施している。また、研究開発指定校としてコミュニケーションをテーマに研究開発を進め、成果を発表した。	A	学校レガシーの取組を今後も推進する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
（3）子ども・若者支援に関わる人への支援																					
①子ども・若者支援に関わる人への支援	子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課指導課	子どもに関わる施設や地域でおとなが子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①3回【5回】 ②2回【5回】 ③0回【2回】 指導課 ①5回【5回】	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe-ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を差し指導する教員の人権意識を高めた。	C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②3回【5回】(30%) ③1回【2回】(50%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたe-ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修だけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	不要
			計画事業	106	子ども研修【再掲】	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,236人【1,800人】	34講座 延受講者数1,236人参加。（この他、普通救命講習8回144名実施） 引き続きコロナ感染症対策は実施しつつも可能な限りグループワークなどを実施した。	B	コロナ感染症の規制緩和に伴い、参加人数制限の解除や参加者数に見合った広い会場の確保に努める。 研修の内容も座学中心であったが、可能な限りグループワークなども取り入れ参加者間での交流も取れるようにしていく。	1,395人【1,800人】	子どもの権利擁護委員が講師の研修や児童虐待防止、遊びの中から権利を学ぶ研修など実施しました。	B	子ども施設職員に対して、子どもの権利への理解を深めるため、昨年同様に子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する研修等を実施します。	
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業【再掲】	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象とした研修 ①実施数 ②受講人数	－	①10回 ②300人	－	①10回【10回】 ②1179人【560人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①7回【6回】 ②921人【300人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	
②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。	子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。	重点事業	126	教員の働き方改革推進事業	指導課	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①研修2回、相談41日【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 （200%） ②30校【30校】（100%） ③2校に配置【4校に配置】（50%）	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	①研修2回、相談41日【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 （200%） ②30校【30校】（100%） ③2校に配置【4校に配置】（50%）	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	不要
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	－	－	－	－	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を検討していく。	－	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	関与した学校数	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】（100%）	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに各校毎週3時間の学校配置型事業を開始、学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能を強化。学校との距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	A	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	30校【30校】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度			令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（%） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）		令和5年度以降の取組の方向性 （p）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	見直しの要否と見直し 後の目標値と見直した 理由（L） ※重点事業のみ※	
目標4「若者の自立と社会参加を支援する」																						
（1）若者の自立支援																						
①日常生活への 支援	若者の生活力向 上や健康確保を 図ります。	若者が心身ともに 健康的な生活を 送るために必要な 情報提供や、健 診機会を提供しま す。	計画事業	128	中高生センタージ ャンプにおける子ども・ 若者の生活力向上 のための取組	子ども若者課	中高生が社会の なかで生きていく 力を身に着ける機 会を提供します。 また困難に直面し ている中高生に対 し、解決する一助 となるよう支援しま す。 ※令和2年度より事業内容を一部 変更	中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業（都エイズ啓発事業ふぉーてぃー／N P O ピッコラーレ）により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身につける機会を提供します。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	参加者数	－	120人	数値上昇型	164人 【160人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会となるよう事業実施します。	136人 【130人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会、また相談窓口を知る機会となるよう事業実施します。		
			計画事業	129	鬼子母神plus	地域保健課	若年者の健康とその基礎となる生活衛生（食品、環境）及び妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。	池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	展示替えの回数	－	年間12回	数値維持継続型	12回 【12回】	月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行った。活動スペースとして登録団体に貸し出していたが、利用申込はなかった。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。	12回 【12回】	計画とおり事業を実施した。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。		
			計画事業	130	若年者向け（40歳未満）健診事業	健康推進課	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	実施回数	－	24回	数値維持継続型	24回 【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施した。	B	継続して実施する。	24回 【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施しました。	A	継続して実施します。		
			計画事業	131	AIDS知ろう館	保健予防課	エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。	エイズについて、「正しく知り」「考え」そして「行動」できるよう学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点（ふぉーてぃー）が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供が行われています。	来館者数	－	270人	数値維持継続型	117人	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	B	若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を積極的に発信・提供し、予防への関心を向上させる。	208人	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	B	若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を積極的に発信・提供し、予防への関心を向上させる。		
			計画事業	132	エイズ予防教育	健康推進課	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	HIV感染者・エイズ患者が増える中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや性感染症に関する健康教室を実施しています。	実施回数	－	7回	数値維持継続型	5回 【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防に関する学習をする機会として健康教室を実施しました。	B	新型コロナウイルス感染症の影響がなく、中学校の受け入れが回復すれば、目標回数の予防教育を実施します。	3回 【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防、性の多様性について学習する機会として健康教室を実施しました。また、健康についての相談先について周知しました。	C	中学校の受け入れ状況が回復し、依頼数が増えた際には目標回数の予防教育を実施します。		
			計画事業	133	子宮頸がん検診	地域保健課	子宮頸がん検診の受診率向上させます。	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本校診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。	子宮頸がん検診の受診率	－	31.00%	数値上昇型	20.5% 【28.0%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付しました。コロナ禍以降は、検診離れからか受診率の低下傾向が継続しています。	B	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。感染防止対策を万全に実施している旨をホームページ等で周知を図るとともに、コロナ禍で休止していた受診再勧奨を再開させます。	27.8% 【30.0%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付し、受診再勧奨についても再開しました。これにより、受診者9,693人と前年度比17.5%もの大幅な増加が見られ、再勧奨の効果があったと考えられます。	A	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。受診再勧奨を再開させます。		
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合数 ②ゲートキーパー養成数（累積）	－	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6% 【70%】 ②3,250人 【3,300人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したところのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布をしました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①79.6% ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。 【70%】 ②3,592人 【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したところのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布をしました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。		
			計画事業	135	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またカラー・ジュ・サウンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	－	200人	数値上昇型	170人 【130人】	〈ジャンプ東池袋〉夏休み昼食前後に心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいグループでの参加など工夫します。	172人 【170人】	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいグループでの参加など工夫します。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（%） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）		主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）
①日常生活への 支援	若者の生活力向 上や健康確保を 図ります。	若者が心身ともに 健康的な生活を 送るために必要な 情報提供や、健 診機会を提供しま す。	計画事業	136	子ども・若者への消 費者教育推進事業	生活産業課	消費生活に関す る知識を修得し、 適切な行動に結 び付けられるよう 消費者教育を実 施します。	消費生活に関する知識を修得し、 適切な行動に結び付けられるよう消 費者教育を実施します。	小中学生向け啓 発パンフレットの送 付数 ①小学生用 ②中学生用	－	①1,400部 ②880部	①数値維持継続 型 ②数値維持継続 型	①1,419部 【1,400部】 ②879部 【880部】	区立小学校6年生、区立中学 校3年生へ消費者教育に関する パンフレットを配布しました。 また、中学校で1件、子どもスキッ プで8件の出前講座等を実施し ました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフ レットの配布や出張講座を通じた教 育・啓発活動を実施します。また、区 内7大学への啓発活動も進めていき ます。	①1,422部 【1,400部】 ②915部 【880部】	区立小学校6年生、区立中学 校3年生へ消費者教育に関する パンフレットを配布しました。 子どもスキップで7件の出前講座 等を実施しました。また区内大学 の新入生ガイダンスでの講座や専 門学校での講座を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフ レットの配布や出張講座を通じた教 育・啓発活動を実施するとともに、区内 大学などへの教育・啓発活動も進めて いきます。	
			計画事業	137	DV・デートDV防止 のための周知啓発事 業	男女平等推進 センター	若年層に対して デートDV防止に 関する周知啓発 を行うことで、若 者の自己形成を支 援し、将来の配 偶者間のDV発生 防止を図ります 。	DVやデートDV防止に関するリーフ レットや相談カードの配布を行いま す。また、区立中学生等を対象とし た「デートDV予防教室」の実施など、 若年層に対してデートDV防止に関 する周知啓発事業を行うことで、将 来の配偶者間のDV発生防止を図り ます。	デートDV予防教 室の実施回数	－	10回	数値上昇型	10回 【8回（区立中学 校数）】	・自己尊重や相談する力をつけて もらえるよう区立中学校全校に 対し「デートDV予防教室」を実 施しました。 ・区内大学や障害者就労支援 施設からの要望によりデートDV 予防出前講座を開催しました。 ・恋人間暴力の種類などを記載 したデートDV啓発パンフレットを 「成人の集い」に配布しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもら えるよう区立中学校に対し「デートDV 予防教室」を実施する他、希望施設・学 校等へのデートDV予防出前講座の実 施します。	12回 【8回（区立中学 校数）】	・自己尊重や相談する力をつけて もらえるよう区立中学校全校に 対し「デートDV予防教室」を実 施しました。 ・区内大学や障害者就労支援 施設からの要望によりデートDV 予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもら えるよう区立中学校に対し「デートDV予 防教室」の実施拡大を図る他、希望 施設・学校等へのデートDV予防出前 講座を実施します。	
②経済的自立へ の支援	若者の職業的自 立や就労を推進 します。	若者の就労相談 事業や、職業訓 練、就業機会の 紹介等の事業を 行います。	重点事業	138	就労準備・社会参 加支援事業（困難 を抱える若者に対 する進路選択支援 プログラム）	福祉総務課	若者の自分の将 来を能動的に考 えることができる 環境作りを図ると ともに、進路を“就 職”とした者に対 し、正規職の決定 を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校 中退者、若年無業者に対する将来 の進路に対する助言、就労支援、 就職活動技術支援、居場所づくり 等を行います。	参加者数	73人	100人	数値上昇型	160人 【70人】	今年度の3年生は入学式もオン ラインであり学校への帰属意識が 薄く、担任でもアプローチが困難 になっている生徒が多いため支援 が難しい状況を見込んでいた。し かし、年度の途中からスクーリング も再開され、比較的スムーズに進 路選択が進んだ。そのため、3年 生への直接的な支援よりも、1年 生、2年生に向けた予備的なキャ リア教育面での支援を中心に実 施した。	A	引き続き感染状況を考慮しながら、対 面、リモートの適切な選択を行う。また 支援を必要とする層に向け適切な支 援が行えるよう事業を展開する。	103人 【70人】 （103%）	1年生、2年生に向けた予備的な キャリア教育面での支援を中心に 実施した。	A	引き続き支援を必要とする層に向け適 切な支援が行えるよう事業を展開す る。	不要
			計画事業	139	若者自立支援事業	子ども若者課	ひきこもり等の若 者の自立を支援 するため、就労体 験の機会を提供 します。	ひきこもり等の若者に就労体験の機 会を提供するため、中高生センタ ージャンプの清掃業務の一部を、若 者の自立支援を行う団体に委託しま す。	清掃業務委託の 修了人数	－	2人	数値維持継続型					令和2年度末で事業終了のため、実施なし。	D	令和2年度末で事業終了。今後も事 業再開予定なし。		
			計画事業	140	子ども・若者支援事 業 令和6年度より「次 世代育成支援事 業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉 課	貧困の連鎖を防 止し、生活保護を 受給している子ど もや若者が夢や 希望をもって自 らの人生を選択し 、自立した生活を 送れるようにしま す。	子どもや若者のいる生活保護受給 世帯に対して、専門の支援員が訪 問や面接等を重ねる中で問題点を 把握し、ケースワーカーと連携して生 活課題の解消や学力向上を目指し た無料学習会へのつなぎなどの支援 を行い、将来自立した生活を送って いけるように支援します。	高校在籍率	－	100%	数値維持継続型	95.83% 【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、 訪問・面接相談等を実施した。 その中で、各世帯の抱える課題を 把握し、必要な情報提供や個々 に応じて関係機関に繋げるなどの 支援を行いました。	B	専門の支援員が支援対象世帯の抱 える問題点を把握し、ケースワカー や関係機関と連携しながら必要な 支援、情報提供等を行います。	100% 【100%】	訪問・面接相談等を通して各世 帯の抱える課題を把握し、必要 な情報提供や個々に応じて関係 機関に繋げるなどの支援を行っ た。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱 える問題点を把握し、ケースワカー や関係機関と連携しながら必要な 支援、情報提供等を行う。	
			計画事業	141	就業支援事業	生活産業課	若年求職者と採 用意欲のある企 業とのマッチング の場を提供します。	求職者の職業相談を行うハローワ ーク池袋（池袋職業安定所）や東京 しごと財団（東京都）、近隣区と連 携して、就職フェアや就労支援セミ ナーなどを開催し、若年求職者の就 職をサポートします。	参加者数	－	60名	数値維持継続型	1回目14名、2回 目15名が参加 【各回24名】 ※1職種のみの年 齢制限あり	6月29日、10月19日にハロー ワーク池袋、豊島区共催でハロー ワーク池袋就職面接会を開催し ました。 ※コロナへの警戒が続いていた6 月10月において、参加者は少 なかつたもののハローワークととも に広報、ホームページ、チラシ配 架等で周知を図りました。	B	・5月17日東京都該当労働相談を後 援しました。 ・6月15日、10月12日ハローワーク 池袋就職面接会を共催で開催しま す。	①就職面接会2回開 催 1回目：参加3社、求 職者28名、就職者5 名 2回目：参加3社、求 職者16名、就職者7 名 【2回開催】 ②東京都労働相談情 報センターによる街頭 労働相談（区後援） 1回開催 【1回開催】	・6月15日、10月12日にイケビ ズでハローワーク池袋、豊島区共 催の就職面接会を開催しまし た。 ・5月17日池袋西口地下通路に おいて区後援の東京都街頭労 働相談を開催しました。	B	ハローワーク池袋就職面接会、東京し ごと財団・しごとセンターからの就 職支援情報の発信、東京都労働相談 の後援を通じて就労を支援してい きます。	
			計画事業	142	インターンシップの受 入	人事課	公務職場を目指 す学生の就労体 験を支援します。	就業体験を通じ、学生の公務に対 する理解を深めるとともに自治体行 政への関心を高め、今後の就職活 動等に活かします。	事業の継続	－	－	－	25名	前年度に引き続き新型コロナウイルス 感染予防として体調チェック シートを用いて実施した。インター ンシップ研修生の受け入れ数は、 10名・6大学増加した。	B	事業を継続し、研修生の受け入れ数 のさらなる拡大に加え、受入れ課数 も拡大する。	32名	受入れ数及び受入れ課の拡充を目標 とし、各大学1名程度の募集とする ことで様々な地域の大学と連携を 深め、受入大学数も拡大した。受 入れ数は7名、受入れ課数は3課増 加した。	B	事業を継続し、今後は研修生の意欲 をより高めるため、志望動機等を記 入し事前に提出するエントリーシ ートの設置等に取り組んでいく。	
			計画事業	143	自立相談支援事業 （くらし・しごと相談 支援センター）	福祉総務課	若者層や氷河期 世代に対し、より 効果的な就労支 援を実施し、定着 支援を強化しま す。	就労の状況、心身の状況、地域社会 との関係性その他の事情により、 現に経済的に困窮し、最低限度の 生活を維持することができなくなる おそれのある方々が抱える様々な 課題を整理し、状況に応じて適切 な支援及び支援の総合調整を行いま す。	就労支援数	－	200人	数値上昇型	147人 【140人】	ビデオトークを活用しながら、相談 者に寄り添った進路サポート事業 を展開する。	B	引き続きビデオトークを活用しま がら、相談者に寄り添える進路サポ ート事業を展開する。	170人 【140人】	相談者に寄り添った支援を実施し た。	A	引き続き相談者に寄り添った支援を 実施する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	計画事業	144	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、その方の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	就労支援数	－	50人	数値維持継続型	49人【50人】	社会参加を第一の目標とし、オーダーメイドの支援プランを提示した。概ね目標数も達成した。	B	アウトリーチに繋げることを念頭に置き、より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢の豊富さを前面に出せるようにする。	18人【50人】	この支援を希望する相談者が少なく、目標数に届かなかった。	C	より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢を相談者に提示し、オーダーメイドの支援を実施する。	
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	－	300人	数値維持継続型	442人【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行いました。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施します。	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	
			計画事業	146	就労準備支援（就労意欲喚起）事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	－	90人	数値維持継続型	85人【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施しました。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行います。	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	
（2）若者の参加支援																					
①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	重点事業	147	中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したO・B・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくれます。	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①82人 ②1,095人 ③100件	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①55人【60人】（79%） ②598人【600人】（60%） ③121件【120件】（61%）	サポートを必要とする若者に継続して関わることで効果的な支援となりました。必要に応じ、他専門機関と連携しサポートとなった方もいます。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	①60人【60人】（73%） ②1,637人【800人】（150%） ③544件（544%）	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何等かの問題を抱えていることが多い。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできた。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	必要 ①70人②1000人③200件 ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。
			計画事業	148	若者学びあい事業	学習・スポーツ課	つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくれます。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「フックカフェ」を週6日、NPOと協働で開設しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	－	5回	数値上昇型	3回【5回 60%】	みらい国際映画祭は文化庁の補助金を獲得し、従来よりも質・量ともに充実したものとなった。若者がより主体的に活動できる機会を確保した。	B	オンラインでの事業実施を含め、若者が主体的に活動できる機会を増やす。	3回【5回】	みらい国際映画祭では、過去最多の応募作品があり、映画祭の準備や当日の運営でも、学生や地域の若者が多数携わり実施できた。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていく。	
			計画事業	149	としまコミュニティ大学	学習・スポーツ課	人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、7大学在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとします。	豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。	事業実施回数	－	65回	数値維持継続型	79回【60回 132%】	大学開催に戻ったことにより、学生層の講座参加がみられた。	A	オンラインでの事業実施を含め、どの世代も参加しやすい学習の機会を提供する。	66回【68回】	各大学による講座では、講師の補助として学生の参加が多数見られ、区民の学びの助けとなった。	A	大学との連携による講座の開催では、どの世代にも、関心のある講座を受講できるよう、学習の機会を提供していく。	
			計画事業	150	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	子ども・若者の読書機会の提供します。	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	読書普及企画の実施数	－	年1回以上	数値維持継続型	11回【年1回以上】	中高生の図書館業務体験や職員へのインタビューなどのYA向けのイベントを実施した。	A	YA向けの企画展示を充実させ、継続的に実施する。また、新型コロナウイルスの5類移行後、学校単位の図書館訪問の受け入れを積極的に再開する。	図書館訪問対応：3回【年1回以上】	6/30目白小学校「図書館見学」、10/12南池袋小学校「町たんけん」、1/30東京大学教育学部附属中等教育学校「りんごのたな見学」に対し、児童、生徒達へ施設案内、質疑応答等を実施した。	A	YA向けの企画展示について引き続き充実を図り、SNS等を活用した周知を行う。	
			計画事業	151	としまscope	SDGs未来都市推進課	「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	ひと月当たりの平均ページビュー数（前年度は平均3,000）	－	6000回	数値上昇型			D	計画事業№151【再掲】へ継承したため終了した			終了	計画事業№151【再掲】へ継承したため終了した。	
			計画事業	138	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】	福祉総務課	子ども・若者の進路指導決定に対するサポートを行います。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	進路支援数	－	40人	数値上昇型	7人【25人】	上記138の取組を中心としたことから、実際に個別進路支援に至った対象は少なくなった。	C	4年度に実施したセミナーでの意識づけが5年度就活を行う世代に対してどのように響いていたのかを検証する。	5人【25人】	個別進路支援に至った対象は少なかった。	C	支援プランのひとつとして案内を行い、支援につなげる。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（％） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	
②社会参加の推 進	若者の社会参加 を促進します。	社会参加の機会 を確保する事業や 社会参加に関す る情報提供を進 めていきます。	計画事業	152	としまぐらし会議プロ ジェクト	SDGs未来都市 推進課	若者を含め、区 在住・在勤・在学 者を対象に、「わ たしらしく、暮ら せるまち。」を実 現したいひとの一 歩を踏み出す支 援を行います。	“「わたしらしく 暮らせるまち。」 をコンセプトに、 区在住・在勤・ 在学者等による それぞれが主体 的に地域課題を 解決するための 取組を支援して いきます。また、 新たな担い手の 創出に取り組ん でいきます。	としまぐらし会 議新規参加率	－	－	－	0回	コロナ禍の影響 で開催できなかった。	D	としま暮らし会 議がコロナ禍の 影響で開催でき なかったが、区 民主導のとしま 会議が開催され ている。そのため 、としま暮らし 会議は廃止する。				廃止しました。	
			計画事業	153	選挙普及啓発事業	選挙管理委員 会事務局	若者の選挙に対 する関心及び投 票率の向上を目 指す。	小中学校・高校・大学における選挙 に関する出前講座や模擬選挙の実 施及び選挙物品の貸出、マンガ家 のデザインしたポスター等の普及啓 発媒体の作成、若者を選挙立会人 に選定することなどを通じて若者 の選挙に対する関心を高め、投票 率の向上につなげます。	各種啓発事業の 適正な実施	－	－	－	主権者教育講座 （年2回実施）、 明るい選挙ポス ターコンクール （年1回）等	主権者教育講座 を学生団体 ivoteと協働して 実施。定時登 録時に啓発ハガ キを送付した。	A	今後も推進する。	主権者教育講座 （年3回実施）、 明るい選挙ポ スターコンクール （年1回）等	マンガ家のたま ごを支援する「 紫雲荘活用プロ ジェクト」のメン バーがデザイン したポスターを 作成した。選挙 時にゲームセン ターや百貨店等 の大型ビジョン で啓発を行った。	A	小中学生向け主 権者教育の内容を 再検討、ポスタ ーコンクールの 更なる拡充によ り若年層への啓 発を推進する。	
			計画事業	154	地域防災力向上事 業	防災危機管理 課	新たな地域防災 の担い手を創出 します。	消防団の加入や 地域での防災訓 練・防災講話へ の若者の参加を 促進し、新たな 地域防災の担い 手の創出に取組 みます。また、 PTA等と連携し 、小中学校を対 象とした防災授 業や地域の防災 講話、防災イベ ントを通じて、 防災意識の向上 を図ります。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	若者を対象とした 防災啓発事業の 実施	－	年2回程度実施	数値維持継続型	11回 【2回】	区内小中学校及 び高等学校11 校において防災 授業を実施した 。実施にあたり 、避難所での感 染症対策として 導入した段ボ ール間仕切りの 設置体験や避難 所受け入れシ ミュレーション などをメイン とした授業を展 開しました。	A	区内小中学校及 び高等学校にお いて防災授業を 前年度よりさら に拡大して実施 できるよう働き かけを行います。	16回	区内小中学校及 び高等学校15 校において防災 授業を実施した 。避難所での感 染症対策として 導入した段ボ ール間仕切りの 設置体験や避難 所受け入れシ ミュレーション （HUG）に加え 、学校の防災設 備の確認などを 実施した。	A	令和5年度に引 き続き、区内小 中学校及び高等 学校において防 災授業を実施し 、防災意識の普 及啓発に努める。	
			計画事業	148	若者学びあい事業 【再掲】	学習・スポーツ 課	つど、つながる、 やってみるをコ ンセプトに若者 が主体的に活動 できる場を機 会をつくる。	「みらい館大明」 において、若者 が気軽に立ち寄 れる居場所とし て、「ブックカフェ 」を週6日、NPO と協働で開催し ています。コー ディネーターを 配置し、若者が 地域で活動する きっかけづくり やサポートも行 っています。	若者支援事業に おいて、若者が 中心となって事 業を実施した回 数	－	5回 （令和2年度より カウント方法を 変更したため）	数値上昇型	3回 【5回 60％】	みらい国際映画 祭は文化庁の補 助金を獲得し、 従来よりも質・ 量ともに充実し たものとなった 。若者がより主 体的に活動でき る機会を確保し た。	B	オンラインでの 事業実施を含め 、若者が主体的 に活動できる機 会を増やす。	3回 【5回】	みらい国際映画 祭では、過去最 多の応募作品が あり、映画祭の 準備や当日の運 営でも、学生や 地域の若者が多 数携わり実施で きた。	B	引き続き、若者 が主体的に活動 できる機会を増 やしていく。	

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

（1）状況に応じた支援

①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	84%【55%】	数値上昇型	47.1%【66%】	三機関（児童相談所、保健所〈池袋保健所、長崎健康相談所〉、子ども家庭支援センター）の連携強化のため定期的な会議を実施した。	A	児相開設し、子家との両輪になっている児童虐待対応になる。間口が広がり、虐待対応の母が広がる見込み。児相が虐待対応の主軸のため、今後検討する。	66.8%【66%】	三機関の連携強化のため定期的な会議実施継続。また関係機関職員向けの出張講座も開催し、児童虐待防止・対応に関する啓発を実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、職員の質向上にも努め、要支援家庭の状況の改善を図る。	必要84% 後期基本計画の目標値と一致させるため。 必要区児童相談所が虐待対応の主軸となるため子家セン対応の虐待の改善率は減少すると思われるため、児相との協議要
			計画事業	155	母子生活支援施設	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。 児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	－	20世帯	数値上昇型	15世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時子担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるよう支援をおこなう。子の視点からの支援も重視する。	17世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。随時子担当の指導員による心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い。入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。随時子担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める	
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	－	20件	数値上昇型	55件【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター（仮称）の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。 児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	－	－	－	－	東京都より業務の引継ぎ、文書の移管、その他各種協定書の締結を実施しました。警視庁及び区内警察署と協定及び覚書を締結するとともに、子ども家庭支援センター及び長崎健康相談所との3機関連携会議を実施し複合施設としての支援機能強化を進めました。一時保護所においては、子どもの権利ノートや目安箱により、子どもの権利擁護の取組みを進めました。	A	児童福祉法の改正に伴い、新たに制定される一時保護所の設備及び運営基準に適切に対応するとともに、子どもの権利擁護の更なる推進のため、意見聴取の仕組みや第三者評価の導入に向けた検討を行います。	－	増加する虐待相談及び困難ケースへの十分な対応を行うため、専門研修の受講、所内OJTを実施し、各専門職の人材育成を図った。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き市職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	－	14,000件	数値上昇型	11,358件【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ相談につなげ、自立に向けて寄り添った支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設ける。	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年の妊娠に対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	
	②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。		重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指す。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	①3回【3回】 ②19家庭【20家庭】	養育体験発表会のほか、里親個別相談会を2回実施し、制度の普及と里親家庭の登録促進を行いました。養育家庭の新たな登録があったものの、休止家庭も生じたため目標値までは至りませんでした。	B	区民ひろばを利用した里親出張相談会や、ミニ養育体験発表会の開催など制度普及と登録促進イベントを強化します。また、登録済みの里親家庭に対しても、里親包括支援事業者と連携して、きめ細かな相談対応や研修の実施など支援を行っていきます。	①7回【5回】 (87.5%) ②22家庭【21家庭】 (100%)	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出前講座等をはじめ、庁舎内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区児相が開設したメリットを最大限に活かした。区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を展開した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をフostリング事業所と連携し行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に向けて取り組む。引き続き未委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援			重点事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件（重篤化する前の予防的な相談を増やす）	①数値上昇型 ②数値上昇型	①27件【20件】 ②17件【30件】	公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センターと連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利擁護センターとの連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	①31件【20件】 (124%) ②17件【30件】 (42.5%)	区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	不要
			計画事業	157	柚子の木教室（適応指導教室）	教育センター	不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と思われる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	義務教育修了時点の社会復帰率	－	100%	数値維持継続型	96%【100%】	集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等、社会的自立へ向けた支援と、より良い進路選択のための支援を充実させた結果、学校復帰や主体的に進路選択する児童・生徒が増えた。	B	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	100%【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めている。	
			計画事業	158	教育相談	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	－	460件	数値維持継続型	444件【460件】 (97%)	令和4年度取組みとして新たなパンフレットの作成や教員向け資料を作成・周知したことにより、学校における教育相談の認知度が高まったことやコロナによる制限が徐々に緩和されたことで、相談件数がコロナ禍以前の水準に戻りつつある状態となった。	B	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	495件【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立小中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	都立小中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	A	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	支援・関与数	－	180件	数値維持継続型	113件【180件】	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに各校毎週3時間の学校配置型事業を開始、学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能を強化した。学校との距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	C	・学校配置型事業を更に充実させる。 ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく。 ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく。	110件【180件】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、年間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	C	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	令和2年度・令和3年度の目標値を【120件】から【180件】に変更したため令和2年度・3年度の評価をBからCに変更してほしいとの申し出がありました。あわせて数値上昇型から数値維持継続型に変更。

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	38	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター（仮称）」を設置することで、いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者への支援も推進します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法等を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	—	20件	数値上昇型	55件【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター（仮称）の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	重点事業	159	生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	福祉総務課	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ること、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営における課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	①支援者数 ②無料学習団体数（とこネット登録団体）	①47人 ②14団体18教室	①数値上昇型 ②数値上昇型	①34人【30人】 ②15団体19教室【18団体18教室】	4年度は3年度に比べ、コロナの影響による教室の休止は少なかったものの、感染拡大時に一部団体で休止措置等が取られた。それ以外は概ね予定通りに開催できたことから目標数の達成に繋がった。	B	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①19人【30人】(45.2%) ②15団体19教室【18団体18教室】	支援希望者が少なかったため目標数には届かなかった。	C	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①必要 ①42人 ②不要 ①子どもとの接触機会が減少していることに鑑みた。	
			重点事業	140	子ども・若者支援事業【再掲】 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようになります。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で課題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指す無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていくように支援します。	高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	95.83%【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施しました。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行いました。	B	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。	100%【100%】(100%)	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。	不要
			計画事業	160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	家計改善支援数	—	70人	数値上昇型	83人【70人】	特例貸付の償還が開始となったこともあり、自立相談支援機関の案内で自立支援金受給世帯に送付するなど、窓口の周知を実施した。	B	引き続き、貸付償還世帯等に対して適切な支援提案を実施する。	81人【70人】	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施した。	A	引き続き適切な支援提案を実施する。	
			計画事業	161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	—	100%	数値維持継続型	95.83%【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や課題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行いました。	B	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施します。	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や課題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。	
			計画事業	162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	—	25人	数値維持継続型	22人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	23人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	
			計画事業	163	奨学金基金支援事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を経済的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯	—	①98.0% ②85.0%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①100%【98%】 ②87.2%【84%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行ないました。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、なるべく早い時期からケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼します。	①100%【98%】 ②85.8%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行ないました。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	
			計画事業	164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数	—	申請者数を令和2年度と比較して5%増、2126名を目指す。	数値上昇型	1,867名【2,025名】92%	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行った。	B	引き続き広報活動を進める。	1,912名【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（％） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）		主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）
④生活困窮家庭 への支援	生活困窮家庭の 自立を促進しま す。	経済的支援、就 労支援、就学援 助や子どもへの学 習支援等を実施 します。	計画事業	165	受験生チャレンジ支 援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に 対し、塾代や受 験料の提供を実 施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室 等の受講費用、高等学校・大学受 験の費用を捻出できない低所得者 に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	－	300人	数値上昇型	175人 【150人】	学校への周知など行いながら、相 談件数の増加における周知活動 を実施した。	B	学校への周知など行いながら、相談件 数の増加における周知活動を実施す る。	172人 【150人】	窓口での相談の際に支援策のひ とつとして情報を提供した。	A	相談件数の増加にむけた周知活動を 実施する。	
			計画事業	166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイル ス感染症の影響 により、減収され た方等を対象に、 就職活動を支援 することで就職を 決定します。	住まいを失った方、または失うおそれ のある方に3ヶ月を限度に家賃相当 額（上限あり）を支給することで、 就労機会の確保に向けた支援を行 います。	支給決定数	－	100人	数値上昇型	237人 【50人】	昨年度に引き続き申請件数は減 少しているが、4年度中は全ての 要件が通常時のものには戻ってお らず、未だ平時に比べ高い水準 にある。	B	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全 て撤廃された。また、コロナ特例と位置 付けられていた減収者・休職者に対し ての支給が本則として運用されることか ら、2～4年度ほどでは無いにしろ、コ ナ前に比べて利用者の増加が見込ま れる。制度の切り替わりにおいても適切 な支援を実施すべく、運用マニュアル等 の見直しを実施する。	43人 【50人】	5年度よりコロナ特例の要件緩和 が全て撤廃されたことから、令和2 ～4年度の件数からは激減した。	B	引き続き適切な給付を実施する。	
			計画事業	167	フードドライブの実施	ごみ減量推進 課	社会福祉協議会 と連携し、ごみの 減量とともに、子 ども食堂や必要と する方に食料を届 けます。	社会福祉協議会と連携して、区内 で余った食品を子ども食堂や区内の 必要とする方に届ける「フードライ ブ」を実施します。	社会福祉協議会 へ提供した食品 数	－	640kg	数値上昇型	約1,806.5kg 達成率100%	区施設に常設窓口での受付のほ か、西武池袋本店やサンシャイン シティ、帝京平成大学との連携に よるフードドライブを計11日間実 施。 SNSや区HP等で当事業内容の 周知を行った。	A	令和4年度で連携した民間事業者と 引き続き連携し実施していくほか、新 たに連携できる事業者等の開拓や、当 事業に関する効果的な啓発方法の検 討していく。	約1,337.2kg	区施設に常設窓口での受付のほ か、西武池袋本店やサンシャイン シティ・帝京平成大学の民間事 業者等との連携によるフードライ ブを計11日間、消費生活展・エ コライフフェア・ファーマーズマーケ ット等区のイベントで計4日間特別 受付を実施。 SNSや区HP等で当事業内容の 周知を行った。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き 続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、 本来の目的である食品ロスの削減に向 けて効果的な周知・啓発の方法を図り 実践していく。	
			計画事業	24	コミュニティソーシ ャルワーカーによる子ども の学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等 の子どもの学習 習慣の習得を図 るとともに居場所 となる場を提供 します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係 機関や地域住民、ボランティア等の 協力を得て、公共施設において要支 援家庭等の子どもの学習支援を行 います。	①学習会実施回 数 ②子どもの延べ参 加者数	－	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①23回 【64回】 （35%） ②190人 【1,384人】 （14%）	新型コロナウイルス感染症の影響 により、一部の学習会は開催中 止となりました。 なお、コロナ禍でも支援が途切 れることがないよう、対面開催以 外に、年7回お便りを発行し、内 容によって返信ハガキを同封する ことにより、ボランティアと子ども たちの関係性の継続に努めました。 また、学習会の場や返信ハガキ で寄せられた子どもたちの意見 や要望は、積極的に学習会の企 画内容に取り入れています。	B	新型コロナウイルス感染症が収束 するまでは、従来通りの方法で 学習会を開催することは困難で す。コロナ禍でも、ボランティ アと子どもたちの関係性が途切 れることのないよう、学習会 のあり方の見直しや、定期的 なお便りの発行等、工夫して取 り組みを行っていきます。	①22回 【64回】 ②305人 【1,391人】	新型コロナウイルス感染症が収束 したため、以前のように対面学 習の子どもへの参加受入れを増 やすことに努めました。 また、コロナ禍から実施してき たお便りを年3回発行。内容によ って返信ハガキを同封し、子ど もたちとボランティアとの交流 の機会も継続して取り組みまし た。	C	新型コロナウイルス感染症が収束 したので、徐々に従来通りの対 面での学習会を開催を増やして いけるように努めます。 また、区内で学習支援を行って いる団体等が増えてきているこ とから、以前の学習会に立ち返 るだけでなく、子どもたちが学 習できる場につないで行けるよ うな仕組みづくりに取り組んで いきます。	
			計画事業	145	就労支援専門員支 援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉 課	稼働能力を有 する者に対し、 就労支援専門 員による就労 支援を行うこ とにより、経 済的自立を助 長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活 保護受給者に対して専門職の就 労支援専門員が就労支援を行い、 自立を支援します。	就労支援者数	－	300人	数値維持継続型	442人 【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、 要支援者との面接を丁寧に実施 し、本人の意向、抱える課題・問 題点・経歴等を考慮しながら就 職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確 に把握することにより、より効果 的に就職支援と就職の継続を目指 す定着支援を実施する。	367人 【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施 し、本人の意向、抱える課題・問 題点・経歴等を考慮しながら就 職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確 に把握することにより、より効果 的に就職支援と就職の継続を目指 す定着支援を実施する。	
			計画事業	146	就労準備支援（就 労意欲喚起）事業	生活福祉課 西部生活福祉 課	就労経験がない、 長期未就労等 で、就労に課題 の多い者に対し、 就労意欲の喚起、 就労と就労後の 支援を行い、自 立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15 歳以上の生活保護受給者に対して 就労意欲の喚起を行い、就労自立 を目指した支援を行います。	支援者数	－	90人	数値維持継続型	85人 【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要 支援者の抱える問題点を把握し、 個々に応じたプログラム参加を 促した。それらにより就労阻害 要因の解消と、就労自立を目指 した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握 しながら就労阻害要因の解消を図り、 就労自立を目指した支援を行う。	72人 【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、 個々に応じたプログラム参加を 促した。それらにより就労阻害 要因の解消と、就労自立を目指 した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握 しながら就労阻害要因の解消を図り、 就労自立を目指した支援を行う。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											目標値（令和6年度）見直し	
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（％） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（％） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	見直しの要否と見直し 後の目標値と見直した 理由（L） ※重点事業のみ※
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	重点事業	168	ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	相談件数	9,384件	10,000件	数値上昇型	7,684件 【9,000件】	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、としま子ども若者応援基金を利用した食糧支援をのべ970世帯におこなった。	B	引き続き相談対応に重点をおき、NPO団体とも連携し、生活安定に向けた支援につなげていく。	7,224件 【8,000件】 (72.2%)	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談（離婚前相談）にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたリーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解決する対応となってしまう、長期的な生活の安定を目指した支援につなげていない。単発に支援策を提供するのではなく子どものライフステージを視野に入れた自立支援プログラムを開拓すべく体制の整備を行う。	不要
			計画事業	169	養育費に関する取り組み促進事業	子育て支援課	養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指します。	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り組みを行うことを促進します。	事業利用者数	－	15件	数値維持継続型	7件 【15件】	離婚前相談から事業の周知につとめ、ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えた。	B	離婚前からの相談支援につとめ、養育費の取決めの重要性を相談者に伝え、具体的に専門相談への連携を強めていく。	4件 【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離婚前相談から養育費促進事業の周知につとめた。ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えている。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら離婚前からの相談支援に努める。引き続きHP、セミナーを活用し養育費の取決めの重要性を相談者に伝える。社会情勢も注視しながら専門相談への連携を強める。	
			計画事業	170	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進を図ります。	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助とし、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	貸付件数	－	60件	数値維持継続型	26件 【50件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なることを説明し事業案内に努めたが、コロナ禍において給付金も増加し、相談自体が減少した。	C	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談を取り入れ、返済も含めた長期的な相談を行う。	23件 【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なることを説明し事業案内に努めた。貸付後の生活相談も含めて返済計画も行っている。給付型奨学金も増えたため、相談や貸付金額は減少している。	B	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談ができるような体制にする。返済も含めた長期的な相談支援につなげていく。	
			計画事業	171	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	資格取得、講座取得を促しひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	事業利用者数	－	18人	数値上昇型	11人 【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、長期的な視野を持って増収を図るための資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性とその給付についての周知を行う。とりわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。	5人 【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、子どものライフステージに係る金銭面の相談も含めて長期的な視野を持つてもらえるよう努めた。そのための増収を図る資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性とその給付についての周知を行う。とりわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。	
			計画事業	172	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	ひとり親の自立促進のために転職、就職等の就労支援を行います。	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	就職率	－	80%	数値維持継続型	57% 【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。就職に有利な資格取得についても動めている。	B	就労の内容まで踏み込み、長期的な寄り添い対応を行う。就労しただけでは終わらず、安定した就業を重視して相談継続していく。	56.2% 【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。就労の妨げとなる課題解決についても行っている。現在の就労問題だけではなく今後の就職に有利な資格取得についても動めている。	C	ひとり親の就労の軸となる支援の枠組みを構築する。生活状況から就労の内容まで踏み込み、子育てのライフスタイルに合わせた長期的な寄り添い対応を行う。就労しただけでは終わらず、安定した生活を第一に考え相談継続していく。	
			計画事業	173	福祉住宅	福祉総務課	住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数	－	20戸	－	1戸 【1戸】 100%	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和4年度の募集実績は1戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	0戸 【0戸】	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和5年度の募集実績は0戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもたちの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率	－	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	コロナの影響を最小限にすべく週2回の開催を定着させた。教室参加が困難な子にはリモート授業また補習のためのユーチューブ配信も試験的にとりいれ学習の機会を増やした。進路希望に合わせた親面接も行い、ひとり親支援の紹介も行った。	A	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大する。教室の中でもできるだけ少人数の個別対応ができる体制で行う。外部試験（模試）を積極的に取り入れ高校入試に対応する。親とも伴走し必要な支援を提供していく。	100% 【100%】	週2回開催を標準化した。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持つよう努めた。	B	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。個々の状況に合った安心した居場所づくりに努める。	
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	－	100日	数値維持継続型	88日 【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談から繋がる形で特定妊婦、要支援家庭の利用をすすめた。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をおき、子の面接（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を処遇に反映させた。	B	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	92日 【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を動めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	
			計画事業	155	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	－	20世帯	数値維持継続型	15世帯 【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時子担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるような支援をおこなう。子の視点からの支援も重視する。	17世帯 【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時子担当の指導員による面接、心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所中にかきりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。随時子担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度					見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）		
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	重点事業	174	発達支援相談事業	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	発達相談件数	5,048件	5,200件	数値上昇型	5,083件【5,000件】	行事やイベントは中止することなく実施できた。個別の専門相談については枠を月8日分増設。指導室の不足には、サテライト施設として区民ひろば2か所を借りて実施した。	B	引き続き、相談枠増設分（R4年度―8日、R5年度―16日）を継続し、相談への早期の対応をする。	7,430件【6,000件】（142.9%）	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	不要	
			計画事業	175	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	重度障害者の学習する場を支援します。	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	―	―	―	―	―	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業である為、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等が必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	―	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業である為、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等が必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。		
			計画事業	176	発達支援センター（仮称）の設置検討	教育部保健福祉部子ども家庭部	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	―	―	―	―	―	千川中学校の複合施設案が浮上し、教育センターとの複合施設設立に向け取り組む。	A	関係課と協議のうえ、図面作成や各部屋の構成など、利用環境を想定し具現化していく。また、教育センターとの連携のあり方について協議を進める。	―	教育部関係課及び障害福祉課と協議会を設置。近隣自治体への視察等を踏まえ、望ましい複合施設のあり方について検討を進めた。また、図面作成のために職員数や利用者数の算出や適正な部屋数について検討を進めた。	A	教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指す。また、必要物品の割り出しなどより具体的な作業に入ることから、細部にわたり確認を進める。		
			計画事業	177	発達障害者相談窓口	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の相談者数	―	相談者数180人	数値上昇型	205人【180人】	区民向けに広報としま、講演会実施時に、関係機関向けに連携会議やリーフレット配布等で窓口の周知をし幅広く相談に応じ、相談内容により、関係機関と連携をとった。	A	窓口の周知に努め、引き続き関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	217人【190人】	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につないでいく。		
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	―	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	―	―	―	―	―									
			計画事業	179	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	全校園における交流及び共同学習の実施	―	全校園における交流及び共同学習の実施	―	―	要小学校で交流・共同学習を実施した。	東京都補助事業として要小学校をモデル校とし、インクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業成果を広く周知し、豊島区特別支援教育推進計画に基づいて、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。国立特別支援教育総合研究所の支援事業を実施し、全校におけるインクルーシブ教育の実現を目指す。	全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。	東京都補助事業として要小学校を取り組んできたことを参考に、各校でインクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業成果を広く周知し、豊島区特別支援教育推進計画に基づいて、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。国立特別支援教育総合研究所の支援事業を実施し、全校におけるインクルーシブ教育の実現を目指す。	
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業	子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数	―	500園	数値維持継続型	533園【500園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	560園【540園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。		
			計画事業	181	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の支援をします。	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。	適正な補助金の支出数	―	360件	数値維持継続型	330件【360件】	区民向けに区ホームページで事業の周知を行うとともに関係機関向けに連携会議等で事業内容の周知をし、利用に繋げた。また、カウンセリング実施機関と密に情報共有し補助金の支出をした。	B	当グループ相談窓口での相談の状況や実施機関のカウンセリングの受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	492件【360件】	区民向けにホームページ、ちらしで事業の周知を行い、関係機関向けには連携会議等で事業の周知やカウンセリング機関の見学会を実施し利用に繋げた。またカウンセリング機関と密に情報共有し、適正に補助金の支出をした。	A	区民や関係機関に事業の周知を行うとともに、丁寧に事業内容の説明を行い適切な利用につなげる。カウンセリング機関とは当グループ相談窓口の状況やカウンセリング機関の受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。		
			計画事業	182	障害児保育事業	保育課	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ同う障害児訪問保育を実施します。	必要なサポートを行いながら保育を実施	―	―	―	―	コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。	―	必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受入れて事業を継続する。		
			計画事業	183	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	実施施設数（全学童クラブ22校）	―	22施設	数値維持継続型	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	受け入れ態勢を整備しながら全校で実施していきます。	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現しました。	A	障害児の増加に対応するため、スクールスキップサポーターを全施設に複数名配置していきます。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 №	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し 後の目標値と見直した 理由（L） ※重点事業のみ※
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（%） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	184	障害児通所支援事業	障害福祉課	将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等サービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	適正な受給者証の発行数	—	597件	数値維持継続型	658件 （内訳） ・児童発達支援332件 ・医療型児童発達支援2件 ・放課後等サービス296件 ・保育所等訪問24件 ・居宅訪問型児童発達支援4件【658件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	812件 （内訳） ・児童発達支援428件 ・医療型児童発達支援1件 ・放課後等サービス328件 ・保育所等訪問50件 ・居宅訪問型児童発達支援5件【812件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	
			計画事業	185	障害者（児）日中一時支援事業	障害福祉課	施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行いサービス利用へつなぎます。	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	適正な受給者証の発行	—	87件	数値維持継続型	75件【75件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	72件【72件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	
			計画事業	186	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようにします。	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	発達障害者支援ネットワーク会議（専門部会含む）の開催	—	2～3回	数値維持継続型	3回【2～3回】	発達障害者支援ネットワーク会議を会場開催した。精神科医師の講話後、意見交換を行った。専門部会は2回開催した。初回は各部署の取組みについての情報共有を行い、2回目は区内の施設見学を行い連携の強化を図った。	A	会議会員の構成を変更し、ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向け、ネットワーク会議および専門部会を開催し、関係機関との連携強化を図る。	3回【2～3回】	ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現に向け、発達障害を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会議会員でネットワーク会議および専門部会を開催した。会議では各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討、医療機関見学等を行い連携と支援力の強化を図った。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では大学教授による発達障害に関する講義を行い、ライフステージを通じた切れ目のない支援について意見交換を行う。専門部会では情報交換、事例検討等を通じて切れ目のない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図る。	
			計画事業	187	障害者サポート講座	障害福祉課	映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	区民ひろば等での講座開催	—	20回	数値上昇型	4回【4回】	としまテレビを通じた周知活動を3回実施したほか、としま産業振興プラザ（IKE・Biz）にて発達障害者講座を連携して実施した。	A	引き続き、広報物や啓発物を通じた理解促進を図るほか、当事者による講演会や映画上映会の実施を検討する。	4回【4回】	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。としま子ども会議と連携し、参加した子ども達にとしまテレビに出演してもらい、YouTubeで放映した。	A	引き続き民間事業者など幅広い区民への周知を図る。また子どもなど多くの方にとって、分かりやすいことを意識したサポート講座を実施していく。	
			計画事業	188	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害者アート事業実施回数	—	5回	数値維持継続型	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」（オンライン）、まるごとミュージアム、まちかど回遊美術館、Echika池袋「障害者アート展」、障害者アート教室を実施した。	A	オンラインと実際の展示を併用しながら、新たな展示場所の調整を行うなど、幅広い区民への周知を図る。	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」は、センタースクエアでの展示を再開し5日間で783名の来場者があったほか、オンライン展示も引き続き実施した。まちかど回遊美術館は新たに「サンシャインプリンスホテル」での展示を行った。	A	オンライン展示を継続しながら、展示規模の拡大や新たな展示場所・展示方法を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。	
			計画事業	189	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	障害福祉課	就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	コロナ過での安全な活動	—	月2回 年24回実施	数値維持継続型	24回開催（登録者18名） 【年24回】 達成率 100%	新型コロナウイルス感染防止に留意しながら、主に室内で活動しました。内容については、出席者主体で決めるようにして満足度を高める工夫をしました。	A	新型コロナウイルス感染防止のため、数年中止していた外出行事等を取り入れて、参加者のさらなる満足度の向上と心の安定を図ります。	24回開催（登録者14名） 【年24回】	感染症対策のため中止していた外出行事を再開し、参加者の更なる満足度の向上と心の安定を図った。	A	年間を通して登録を可能とし、区ホームページ等を活用した積極的な周知を行うことで、参加者の拡充を図る。また、区内地域活動支援センターを活用し、精神障害者対象の余暇活動とあわせて充実を図っていく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	190	就労促進支援事業	障害福祉課	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけしていきます。	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけしていきます。	就労前準備講座の開催	－	各年度3～4回程度実施	数値維持継続型	2回【2～3回】達成率 100%	5月と2月に開催した。新型コロナウイルス感染症対策を行うことで対面式で開催しました。参加者間で簡単なグループワークを組み込んだことで、より具体的に今後の就労訓練に活かせる取り組みにできました。	A	企業就労を目指している障害者が、企業で働くことについて具体的にイメージできるよう、また、就労に向けた課題を明確にし、勤務を継続することを目標に今後の就労訓練に生かしてもらえよう、引き続き取り組んでいきます。	0回【2～3回】	令和5年度は就労前準備講座の開催しなかった。代わりに、コロナ過で規模を縮小していた庁内実習の参加人数を2人から4人に増やし、年7回開催することで、就労前の実習の機会を多く提供した。また、3月に区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が集まるネットワーク・としま会議を4年ぶりに開催し、就労支援機関のネットワークを強化するなど、より効果的な取り組みを実施した。	B	障害者本人に対する支援策を強化するため、就労前準備講座のあり方を検討し、より就労支援に効果的な取り組みを充実させる。また、地域資源である区内の障害者の就労に関わる支援機関の連携と底上げを図る目的で、ネットワーク・としま会議は毎年開催し、障害者本人を地域全体で支援していく取り組みを推進する。	
			計画事業	191	日曜教室（つばさCLUB）	学習・スポーツ課	中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	日曜教室（つばさCLUB）実施回数	－	15回	数値維持継続型	15回【8回 ＊ただし、チームを2分割し月1回活動を行った回数、延べ15回60%】	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため1回あたりの人数を半分にし、月1回の事業実施ができた。学外学習の機会も提供した。	B	令和5年度については、月2回、全員での活動に戻し、事業を継続して実施するとともに、知的障害のある方の生涯学習活動の充実をより一層図る。	14回【15回】	知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため、月2回全員での活動を再開し、4年ぶりのバズハイクを実施、学外学習の機会も提供した。	B	引き続き月2回、全員での活動を実施する。受講生の意見を取り入れながらプログラムを作成し、主体的な取り組みを行うことで、知的障害のある方の生涯学習活動の充実をより一層図る。	
			計画事業	192	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。	障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労経験を積む場所を提供します。区自らが就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。	①任用人数 ②一般企業等への就職	－	①3名 ②契約年数満了までの就職	①数値維持継続型 ②－	①2名【2名】 ②2名【100%】	①障害福祉課にて就労支援専門員指導の下、事務補助、清掃等を実施。図書館課にて掲示物の作成、本の修繕等を実施した。 ②チャレンジ就業員2名全員が民間企業へ就職した。	A	チャレンジ雇用での新規募集は需要が無く人員が集まらなかった。障害者雇用をさらに進める方針のもと、別の手法で障害者雇用を活用し、障害者の自立促進に取り組む。			終了		
			計画事業	193	マルチメディアデジの充実	図書館課	子ども・若者の読書機会を提供します。	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデジの活用により、読書環境を整備します。	マルチメディアデジ等、発達段階に合わせた図書の提供	－	実施	－	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアデジ：119→10（へ修正） ・りんごの棚：201 ・音の出る資料（電子図書館）：7,507	マルチメディアデジの充実に加え、バリアフリー資料を並べた「りんごの棚」を中央図書館にも設置した。 また、電子図書館において音声読上げ資料を増やすなど、音で楽しむ図書の充実を図った。	A	継続して、読書が困難な子ども・若者が楽しむことが出来る資料の充実を図る。また、イベント等の実施検討を行う。	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアデジ：12（2タイトル増） ・りんごの棚：333（132タイトル増） ・音の出る資料：8,432（925タイトル増）	マルチメディアデジ図書については障害の有無に関わらず貸出可能な資料が販売されていないが、寄贈の形で収集できた2タイトルを蔵書に加えることができた。が、りんごの棚の資料や音の出る電子図書館資料については、販売している資料を積極的に収集した。	A	読書が困難な子ども・若者が楽しめる書籍を現物で提供する「りんごのたなスポンサー制度」のさらなる周知と、言語に依存しないボードゲームなどを使用したイベントの実施について検討する。	
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	重点事業	194	多文化共生推進事業	企画課（多文化共生推進担当）	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等とのネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	連携団体数	1件	20団体	数値上昇型	19団体【18団体】（95%）	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。また、東京都が行う「コンビニの外国人店員による子どもの見守り活動事業」において区の窓口となり、周知活動に協力しました。	B	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティ・機関との連携を進めていきます。	20団体【20団体】（100%）	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やNPO法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。令和2年度に実施した外国籍区民への調査では、日本人との交流を希望する声が多かったことから、先述のシンポジウムに参加した団体が国際交流事業を行う際に庁内関係課との調整を行ったほか、豊島区民社会福祉協議会と学習院大学の学生が共同で行う交流イベントに参加・協力するなど、外国人支援団体と連携し国際交流事業を行った。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、令和6年度の新規事業「外国人支援体制の強化」に向けて区内の支援団体との繋がりを広げ様々な意見を取り入れながら進めていく。	不要
			計画事業	195	日本語指導教室	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	日本語指導の実施人数	－	－	－	34名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。今後どのような状況になっても、学びが継続できるようにオンライン授業を実施した。	B	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	36名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。教育センターへの児童送迎が保護者の負担となることで、児童への日本語学習に影響が出ないよう、学校への巡回指導の体制を整えた。	B	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	計画事業	196	日本語初期指導事業	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	通訳者派遣の実施人数	—	—	—	92名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	64名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	
			計画事業	197	外国籍の子どもへの学習支援	教育センター	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	日本語初期指導 日本語学級 日本語指導加配	—	—	—	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。 大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も推進する。	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。 大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も推進する。	
			計画事業	198	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	①文化観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課	①当課における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力の創出・発信、訪区外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。 ②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語（英語・中国語・韓国語）に翻訳したページを公開します。 ③外国籍の方への行き届いた教育の案内 ④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。	区のパフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。	①英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語によるインバウンド冊子の発行冊子数 ②翻訳ページのアクセス数 ③全てのパンフレット・通知の外国語版を作成する。 ④総合窓口課で転入手続きをした子ども・若者を含む外国人に5言語で書かれた自転車の安全利用ガイドを配布し、自転車のルール・マナーを普及啓発する。	—	1外国人にルーツを持つ子ども、若者が区内の魅力豊かな文化観光コンテンツの情報を母国語で入手できる。 ②55,000（令和2年度比約10%増） ③— ④外国人転入者に配布する。（年間約1万枚）	①'数値維持継続型 ②数値上昇型 ③— ④数値維持継続型	①4,300【0】 '②44,263（翻訳ページアクセス数）【50,000】 ③— ④10,000枚【10,000枚】	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子については、情報が古くないものについては、再開したイベント等で配付した。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを作成した。 ・英語版（リニューアル）3,000部 ・繁体、韓国 各500部 ・簡体 300部 '②ページ内情報を最新のものに更新した。ページ末端のデザイン改修を実施し、全体の視認性を向上させた。 '③外国籍の方等を対象としたアンケート調査において、日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封した。 ④総合窓口課で外国人転入者に配布してもらった。	B	①新型コロナの5類への移行、入国制限解除によるインバウンド需要の復活を見据え、外国人観光客への情報発信のあり方を検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 '②ページ内容の更新をする。やさしい日本語ページの活用について検討するとともに、本ページの周知方法についても検討し、認知度を高めていく。 '③同様の調査を続け、有用性を検証する ④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。	①7,700【0】 '②38,521（翻訳ページアクセス数）【50,000】 ③— '④10,000枚【10,000枚】	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子については、情報が古くないものについては、再開したイベント等で配付した。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットを作成した。（英語5,000部、繁体字800部、簡体字1,100部、韓国語800部） '②ページ内情報を最新のものに更新した。 '③日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封しました。 '④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。	B	①インバウンド需要の復活し、池袋東口観光案内所リニューアルオープン等の外国人観光客の受入体制を整備しつつ、情報発信のあり方を引き続き検討していく。その他、トキワ荘マンガミュージアムの外国語版リーフレットの増刷、トキワ荘ゆかりの地MAPの英語版改訂を行う。 '②ページ内容の更新をする。やさしい日本語ページの活用について検討するとともに、本ページの周知方法についても検討し、認知度を高めていく。 '③引き続きホームページでは日本語・英語・中国語の併記とともに、5言語の掲載を行い、外国語版のパンフレット・通知の作成を行います。 '④引き続き来日間もない子ども・若者を含む外国人に対して、自転車の安全利用について普及啓発を行う。	
計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	—	—	—	—	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	—	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。				
⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。	就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組めます。	計画事業	199	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	—	—	—	—	対象者はいませんでした。要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。東京都の再犯防止研修会の派遣依頼し、職員研修を実施し理解を深めました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	—	対象者はいませんでした。要請があった場合に、常に受け入れることができるように体制を整備しました。治安対策担当が実施した東京都の再犯防止研修会に参加し理解を深めました。	B	保護観察所に受け入れ可能であることを通知し、連携の強化を図り、要請があったときに対応できるように体制を整えます。	
			計画事業	200	社会を明るくする運動	子ども若者課	7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	区内放送実施回数	—	12回（月・水・金）	数値維持継続型	令和2年度からはコロナ禍の代替策として庁内放送での周知を実施したが、令和4年度になって中央大会開催のためポスター掲示、としまテレビでの周知を行った。	B	池袋西口公園グローバルリングで中央大会「区民のつどい」を実施しました。作文コンテストの表彰式と社明合唱団等による合唱を行い街ゆく人に社会を明るくする運動の周知を図ります。また、地区育成委員会による地区大会も各地区工夫をして実施します。	—	7/9（日）に池袋西口公園グローバルリングシアターで中央大会「区民のつどい」を実施しました。作文コンテストの表彰式と社明合唱団等による合唱を行い街ゆく人に社会を明るくする運動の周知を図りました。また午前中から公園内に社明構成団体等のブースを設置し周知活動を行いました。	A	6年度はセンタースクエアで中央大会「区民のつどい」を実施し、昨年に引き続き作文コンテストの表彰式と合唱等を行います。社明構成団体等や更生保護活動等の周知活動も実施します。		
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	—	—	—	週2回午後には青少年相談を実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後には青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
⑨その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めています。	計画事業	202	女性の専門相談	男女平等推進センター	相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重度化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	－	125件	数値上昇型	119件【90件（20件、法律・こころ70件）】	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	B	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。	106件【90件（20件、法律・こころ70件）】	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。心的支援を強化するため、こころ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	
			計画事業	203	緊急一時保護	子育て支援課	D V等で緊急に保護の必要のある女性（子）の安全を確保します。	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	保護人数（含む）	－	80人	数値維持継続型	44人【60人】	実績は目標値を下回ったものの、保護の必要のある女性に対して迅速に保護をおこない、生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を行った。DVの避難後自立まで見守るケースは長期の支援になる。若年女子の定着率は低かった。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、要保護者のニーズにあわせた対応に心がける。	42人【60人】	保護の必要のある女性（含む）に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっている。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながらより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り要保護者のニーズにあわせた対応を心がける。	
			計画事業	204	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	－	－	－	－	・東京レインボープライド2022に出展 ・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント（講演会、オンラインによる交流イベント） ・上映会の実施	A	・東京レインボープライド2023に出展 ・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント開催 ・区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施	－	・東京レインボープライド2023に出展 ・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②エポック10「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・当事者やその周囲の方（家族・友人等）が抱える悩みに対し相談ダイヤルを月1回開設予定	B	・人権展示 ①鬼子母神バス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②エポック10「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・当事者やその周囲の方（家族・友人等）が抱える悩みに対し相談ダイヤルを月1回開設予定		
			計画事業	205	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・幼児と共に教育を受けられる環境を提供します。	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数	－	配置人数該当校・園に1～2人	数値維持継続型	2人【2人】50%	必要とする学校へ会計年度任用職員（一部人材派遣）として看護師を配置した。	B	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	2名【2名】	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員（一部人材派遣）として看護師を配置しました。	A	引き続き必要な児童のいる小学校に看護師を配置します。	
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数（累積）	－	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6%【70%】 ②3,250人【3,300人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①79.6%※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。【70%】 ②3,603人【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	
			計画事業	135	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコミュニケーション・サンドビックチャーターなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	－	200人	数値上昇型	170人【130人】	〈ジャンプ東池袋〉夏休み昼食前後に心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	172人【170人】	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいようグループでの参加など工夫します。	
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	－	10回	数値上昇型	10回【8回（区立中学校数）】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。 ・恋人間暴力の種類などを記載したデートDV啓発パンフレットを「成人の集い」に配布しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施します。	12回【8回（区立中学校数）】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を実施します。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
（2）相談体制の充実と情報発信																					見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋がっていきます。	①登録相談者数 ②相談者の状況	①99人 ②問題が重篤化した状況で繋が り、継続支援になるケースが多い。	①登録相談者数：250名 ②問題が重篤化する前に、予防的に相談する人が増える。	①数値上昇型 ②－	①349人【350人】 ②タブレットパソコンからのメッセージによる相談がさらに増加した。	公立小中学校卒業時や成人式でのアシスとしまカード配布による情報提供、中高生センタージャンプへの出張相談などは継続を続けるとともに、新たにLINEでの情報発信を行うことで周知に努めた。	A	アシスとしまカード配布による周知や中高生ジャンプへの出張相談を継続し、相談しやすい環境を提供しつつけるとともに、若年増の利用が多いLINEでの情報発信を充実させていく。	①441人【350人】 （176.4%） ②アシスとおはなしでの相談は、全体件数のおよそ7割を占めている。	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	不要
			計画事業	206	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作るための意見交換の場をつります。	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉包括化推進員部会の開催	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	複合的な困難ケースに対し各課連携を行い、適切な支援に繋がった。また、これまで蓄積してきた事例を事例集として取りまとめた。	B	引き続き推進会議で情報共有や連携を行い、適切な支援に繋げる。事例集については、毎年内容を更新する。	9回【12回】	複合的な困難ケースに対し関係各課で情報を共有し、連携をはかりながら適切な支援につなげました。令和5年度から重層的支援体制整備事業が本格実施されたことに伴い、福祉包括化推進会議および部会のありかたについての検討を進めました。	B	引き続き、福祉包括化推進部会において、困難事例等の情報共有を諮り、適切な支援につなげていきます。また、未解決の困難ケースへの支援検討のみならず、多機関連携により適切な支援につながった成功事例も会議の中で共有し、庁内全体の窓口職場のスキルアップにつなげていきます。	
			計画事業	207	健康相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	「健康相談（保健・栄養）」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。	実施回数	－	34回（健康相談（保健・栄養）24回、女性のための専門相談10回）	数値維持継続型	34回【34回】	予約制の健康相談を24回、女性のための専門相談を10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。	34回【34回】	予約制の健康相談を年間24回、女性のための健康相談を年間10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。	
			計画事業	208	精神保健福祉相談	健康推進課 長崎健康相談所	こころの不調や病気に ついて、適切に対処できるよう支援します。	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。	実施回数	－	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回	数値維持継続型	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	こころの不調や病気に ついて、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しました。	A	継続して実施し、こころの不調や病気に についての相談体制を維持します。	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	こころの不調や病気に ついて、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しました。	A	継続して実施し、こころの不調や病気に についての相談体制を維持します。	
			計画事業	209	消費生活相談事業	生活産業課	消費生活相談の充実と状況により弁護士による法律相談を実施します。	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	相談事業の実施数 ①相談件数 ②ヤミサラ相談	－	①2,700件 ②25件	数値上昇型	①2,340件【2,500件】 ②2件【20件】	消費生活相談、ヤミサラ相談事業を実施しました。	B	相談が必要な人への支援について情報発信を行います。また、消費生活センターの受付時間を30分延長し、相談者の利便性向上に努めます。	①2,691件【2,500件】 ②2件【10件】	ホームページやSNS活用した情報発信をするとともに、消費生活センターの受付時間を30分延長し、相談者の利便性向上に努めました	A	高齢者、若者を対象とした被害防止キャンペーンや多重債務特別相談の情報発信を行い、消費者相談の充実を図ります。	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	1歳の誕生日に合わせて訪問し必要な支援を提供する。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	バースデー訪問件数	－	1,000件	数値維持継続型	936件【850件】	コロナの状況が変化し1歳の訪問の希望者が増加した。	A	バースデーサポート事業の取り組みとし訪問アンケートを実施、後日子ども商品券を送付する。	1,201件【950件】	バースデーサポート事業の実施で訪問希望者が増加した。	A	引き続きバースデーサポート事業として取り組み、未通園児の家庭の孤立化防止に努める。	
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	指導課30校【30校】 教育センター3園【3園】	指導課東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センタースクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター区立幼稚園における巡回相談を継続する。	
			計画事業	38	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター（仮称）」を設置することで、困難を有する子ども・若者やその家族への相談体制を充実させます。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員会を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②－ 【②50件】	①－ ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法等を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスクイップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	－	20件	数値上昇型	55件【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター（仮称）の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	
			計画事業	41	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子ども対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	－	－	－	13件（作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。）	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は全13件）	B	引き続き電話相談は継続し、対面相談の再開準備をする。	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	
			計画事業	43	子どもに関する相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どものとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	東西子ども家庭支援センター相談件数	－	13,000件	数値上昇型	13,347件【13,000件】	コロナの状況の変化とともにコロナ禍前の状態に戻りつつあったが、来館せず相談できることの周知につためた。	A	引き続き、様々な相談方法や来館せずに相談できることの周知につとめ、些細な相談へも丁寧に支援を行う。	16,102件【14,000件】	SNSでの発信を強化し、来館せず相談できることの周知につとめた。	A	引き続き、様々な相談方法や来館せずに相談できることの周知につとめ、気軽に相談しやすい施設を目指す。	
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談【再掲】	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	－	10件	数値上昇型	6件【3件】	令和5年2月児童相談所開設後に相談カードを区立小4～中3と区内施設へ配布し周知した。	B	令和5年7月にSOSカードを再度配布する予定である。普及啓発を継続する。	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	－	14,000件	数値上昇型	11,358件【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につなげる場をできるだけ多く設ける。	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。外国人、若年の妊娠などに対する相談が増加した。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	
			計画事業	60	乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数	－	42回	数値維持継続型	48回【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	48回【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	
			計画事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減をはかります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	講座参加者数（地域組織化）	－	6,000人	－	4,923人【4,900人】	講座への参加により地域のつながり作りができた。	A	コロナ禍が落ち着いたことでより仲間作りの要望の高まりが予想されるため支援する。	5,565人【5,000人】	コロナ禍が落ち着き講座の定員を戻し実施、またオンライン予約の導入で参加しやすい状況を作ることができた。	A	引き続き、子育ての負担軽減につながる講座を企画開催し、子育て世帯の孤立化防止を目指す。	
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育てで世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	3,460【3,800】（91.1%）	長引く、新型コロナウイルスにより、来庁者はほぼ横ばいとなっている。「としまもっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信を、子育てインフォメーションが主体となり9月から開始した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,373【5,000】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまもっと見る知る（母子モ）」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（％）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	74	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実に努めます。	登録者数（1園あたり平均）	－	増加	数値上昇型	17.6人【15人】	妊娠届出時に配布する母子保健バックに事業のリーフレットを封入するなど、出産を控えている方とそのパートナーへの事業の周知に力を入れることで、登録者を増加させることができた。	A	令和5年4月より私立保育所、地域型保育事業と協働し、事業実施園を拡大することで、区民にとってより身近な保育園になるように事業を実施する。	9.4人【10人】	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとつてさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイはいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	－	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①712件【600件】 ②8件【36件】	大規模なイベント開催を縮小するなかでも、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナの感染症法上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、今後の状況も考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	①304件【600件】 ②19件【36件】	大規模なイベント開催をは難しいものの、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナの分類変更も踏まえ、今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	
			計画事業	158	教育相談【再掲】	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対するの解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	－	460件	数値維持継続型	444件【460件】（97％）	令和4年度の取組みとして新たなパンフレットの作成や教員向け資料を作成・周知したことにより、学校における教育相談の認知度が高まったことやコロナによる制限が徐々に緩和されたことで、相談件数がコロナ禍以前の水準に戻りつつある状態となった。	B	関係機関との連携強化のため、担当相談員が各支援機関への資料配布及び事業説明による訪問活動を実施し、これまで以上に円滑な連携、顔の見える連携を進めていく。	495件【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	
			計画事業	174	発達支援相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	発達相談件数	－	5,200件	数値上昇型	5,083件【5,000件】	行事やイベントは中止することなく実施できた。個別の専門相談については枠を月8日分増設。指導室の不足には、サテライト施設として区民ひろば2か所を借りて実施した。	B	引き続き、相談枠増設分（R4年度－8日、R5年度－16日）を継続し、相談への早期の対応をする。	7,430件【6,000件】	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	不要
			計画事業	177	発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の運営	－	相談者数180人	数値上昇型	205人【180人】	区民向けに広報としま・講演会実施時に、関係機関向けに連携会議やリーフレット配布等で窓口の周知をし幅広く相談に応じ、相談内容により、関係機関と連携をとった。	A	窓口の周知に努め、引き続き関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	217人【190人】	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者ガイド・リーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報としま、X、ホームページ等で窓口の周知に努め、関係機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につないでいく。	
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	－	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	－	－	－	－	－	－	終了				終了		
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数	－	500園	数値維持継続型	533園【500園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	560園【540園】	保育園、子どもスキップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスをを行った。特にスキップからの依頼が増加した。	A	引き続き、巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスを実施するとともに保護者相談対応も丁寧に行う。	
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成します。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	－	－	－	週2回午後には青少年相談を実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。	週2回午後には青少年相談を実施	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行いました。更生保護サポートセンターで青少年相談を午後のみ実施しました。	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行います。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	202	女性の専門相談【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口に関する情報発信を行い、被害等の重度化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	－	125件	数値上昇型	119件【90件（20件、法律・こころ70件）】	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	B	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。	106件【90件（20件、法律・こころ70件）】	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、こころ、DVの各種相談を継続実施します。心的支援を強化するため、こころ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	
			計画事業	210	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	子ども若者課	SNSなどを活用し、支援が必要な子ども・若者に情報を届けます。	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	区公式ツイッターへの投稿数	－	12回	数値上昇型	7回【10回】	広報誌、ホームページ、SNS、メルマガ配信による情報発信に加え、公式LINEで土日休日もつながる窓口等の情報提供も開始した。	B	情報発信ツールの中でも、支援が必要な子ども若者の目に留まりやすいLINEなどのツールを活用して情報発信を強化していく。	4回【10回】	ホームページ、としまテレビ、出前講座、広報等を活用した情報発信に加え、公式LINEで土日休日もつながる窓口等の情報提供も開始した。	C	情報発信ツールの中でも、支援が必要な子ども若者の目に留まりやすいLINEなどのツールを活用した情報発信（通知機能）を開始する。	
			計画事業	211	子ども・若者支援者への情報提供	子ども若者課	ホームページやメルマガ等で情報発信します。	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	メルマガ登録者数	－	500名	数値上昇型	505名【500名】	引き続き、ホームページやメルマガ等での情報発信、また講演会に代わり、としまテレビの情報番組を通じて情報発信を行った。	B	ホームページ等の情報発信の継続や講演会の対面開催の再開により、子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し支援に必要な情報提供を行っていく。	184名【500名】※LINEの友だち人数	メルマガの配信は休止中。ホームページ、としまテレビ、出前講座、広報等で情報発信を行った。	C	LINEを活用した情報発信（通知機能）を開始する	
			計画事業	151	としまscope【再掲】（令和3年度より、「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業」に変更）	SDGs未来都市推進課	「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、公民連携情報の発信などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、SNS（Facebook）を活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、公民連携情報の発信などを行います。	Facebookフォロワー数（R2.3現在1,909人）	－	2,400人	数値上昇型	2,462人【2,450人】	庁内のイベント情報の発信などを行った。	A	「としまScope」と「わたしらしく暮らせるまち。ホームページ」を「SDG s アクション」に統合し、より確度の高い発信をしていく。	「としまSDGsアクション！」facebook フォロワー 2,514人【2,450人】	庁内のイベント情報の発信などを行った。	B	「としまSDGsアクション！」facebookは引き続き、庁内イベント情報等を発信していく。	

目標 6「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」

（1）地域の力の活用

①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	地域の子ども・若者の支え手の育成や支援を推進します。	民生委員・児童委員や青少年育成委員等の子ども・若者を支援する活動を支援します。	計画事業	212	スポーツ推進委員事業	学習・スポーツ課	子ども・若者から大人までの幅広い世代の区民に対し、各種スポーツの実技指導やスポーツに関する指導を行い、区民のスポーツやレクリエーション活動への参加を促し、健康増進の一助とする。また、スポーツを通じて、子ども・若者世代の健全な育	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じて地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	事業数	－	11事業	数値維持継続型	11事業【11事業 100%】	各種大会や親善交流大会の実施に加え、としまスポーツまつり、目白ロードレースなどのイベントも開催することができ、スポーツを通じた健全育成のための取り組みを進めることができた。	A	事業が継続して実施され、子ども、若者世代が積極的に参加することができるよう情報発信にも力を入れていく。	10事業【11事業】91%※中止1事業は「としまスポーツまつり 雨天による中止	各種大会や親善交流大会、スポーツイベントの実施を通して、スポーツに親しむことによる子ども、若者世代の健全育成のための取り組みを進めることができた。	A	事業が継続して実施され、子ども、若者世代が今後もスポーツに親しむことができるよう、情報発信にも力を入れていく。	
			計画事業	213	民生委員・児童委員事業	福祉総務課	民生委員・児童委員が研修等で地域の現状や支援制度等を学び、子ども・若者を見守り・相談・支援活動を実施する。	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に對し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	①協議会開催数 ②支援活動の実施数	－	①年1回協議会を開催 ②年間10回の会議及び支援の実施。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】9月6日、参加者85人 ②年間11回の会議及び支援を実施。【年10回】	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施しました。9月6日、参加者85人 ②各教育機関との協議会参加、支援活動や勉強会を実施しました。	A	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施します。 ②主任児童委員による研修の機会を増やし、関係機関との連携をさらに深め、相談・支援活動を実施していきます。 ③コロナの影響で停滞していた主任児童委員・児童委員による子育てサロンの開催および学校訪問を本格的に実施していきます。	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】12月4日、参加者222人 ②年間11回の会議及び支援を実施。【年10回】	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】12月4日、参加者222人 ②主任児童委員と教育事務局による意見交換会の実施【年1回】7月27日、参加人数 22人 ③児童委員と主任児童委員が学校訪問を実施【年30校】延べ参加人数60人 ④各地区子育てサロンの実施【年104件】延べ参加人数 3347人	A	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施します。 ②主任児童委員による研修の機会を増やし、関係機関との連携をさらに深め、相談・支援活動を実施していきます。 ③主任児童委員・児童委員による子育てサロンの開催および学校訪問を本格的に実施していきます。	
			計画事業	214	青少年育成委員会支援事業	子ども若者課	青少年育成委員会への補助金と、資質向上のための研修会を実施します。	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいっせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	青少年育成委員研修会等参加者数	－	200人	数値維持継続型	—	コロナ禍のため地域活動を優先するため、講演会は実施せず、各地区青少年育成委員会に対して補助金の支出や「としまのいっせい」を作成し発行しました。	C	地域の活動を優先しながら、育成委員の資質向上のための事業を実施します。	255人【200人】	3年度から実施を見送っていた講演会では、若者への支援に関する講演を一般公開で実施しました。情報連絡研修会では社会福祉に関する研修を実施し、委員の資質向上を図りました。また、委員研修として人権プラザの視察も実施しました。	A	講演会是人権について一般公開で実施を予定しています。委員研修では東京都の「地区委員会アドバイザー派遣」を活用し委員の資質向上を図ります。	

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	令和5年度			目標値（令和6年度）見直し	
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）		令和5年度以降の取組の方向性（p）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）		令和6年度以降の取組の方向性（t）
①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	地域の子ども・若者の支え手の育成や支援を推進します。	民生委員・児童委員や青少年育成委員等の子ども・若者を支援する活動を支援します。	計画事業	215	コミュニティソーシャルワーク事業	福祉総務課	制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対して、民生委員・児童委員、青少年育成委員等の関係機関と連携して支援を行います。	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援などを行っています。 ・CSWは、区内8か所の区民ひろばに2～3名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わることすべてに対して、電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施しています。 ※令和2年度より事業内容一部変更	ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する個別相談支援件数	－	2,467件	数値上昇型	2,060件【2,140件】	コロナ禍において生じた区民の不安や困りごとに対して、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施しました。 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化から、ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する相談件数は、依然として多い傾向が見られます。	B	引き続き、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施します。	1,664件【2,303件】	新型コロナウイルス感染症が収束後も、区民の不安や困りごとに対して、感染症対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施しました。 ひきこもりに関する相談件数が、以前より減少傾向が見られます。	B	新型コロナウイルス感染症が収束後も、ひきこもり、子育て・教育、虐待等、区民のさまざまな不安や困りごとに対して、相談支援活動を実施していきます。	
			計画事業	216	地域福祉サポーターの養成と推進	社会福祉協議会	地域住民による支えあい活動を実施することで、「おたがいさま」の地域共生社会の実現を目指します。	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	地域福祉サポーター登録者数	－	500名	数値維持継続型	280名【500名】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、養成講座を中止してきたが、年度末に希望者3名新たに登録となった。退会者の人数との兼ね合いで登録者数は減少となった。登録している地域福祉サポーターに対しては、メールマガジンなどを通じ情報を発信している。	B	養成講座について、個人や少人数での開催も継続的に実施する。（機会を逃さないような取組）引き続き、感染拡大状況を踏まえながら、地域での「学びあい・支えあい」の地域支援活動の機会を提供していく。	257名【500名】	コロナ禍において推進が停滞していた地域福祉サポーターについての法人内理解を目的に内部研修を実施。	B	・ボランティア活動のきっかけ、最初の一步としてのボランティア登録の受け皿として、登録者に有効な情報提供をしていく。 ・交流会・学習会等再開し、地域福祉サポーター登録者同士のつながりの場づくりを行う。	
			計画事業	217	地域活動交流センター管理運営	区民活動推進課	さまざまな地域活動団体の活動及び交流を支援・促進し、地域力の向上及び地域の課題の解決を目指す。	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	施設利用人数（延べ）	－	2,700人【3,600人】	数値上昇型	2,850人【2,100人】	新型コロナ感染防止対策を取り、安心安全な施設運営に取組みました。利用者はコロナ前の平成30年度の約8割に回復しました。	A	地域活動交流センター運営協議会と連携し、地域活動団体の活動及び交流の促進のため、利用しやすい施設の運営に取組みます。	3,570人【2,900人】	新型コロナの収束にともない、施設利用者は回復し、平成29年度の施設移転後最も多い利用がありました。また、登録団体の交流を目的とするイベントを開催しました。	A	地域活動交流センター運営協議会と連携し、地域活動団体の活動及び交流の促進のため、利用しやすい施設の運営に取組みます。	
②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	重点事業	218	子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども若者課	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組めます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	ネットワークイベント参加者数	244人	200人→80人【400人】	数値維持継続型	23人【200人】	ネットワーク会議はパネルディスカッション、ワールドカフェの2部構成で意見交換を行った。講演会とはしまテレビを活用、年間4回出演により情報発信を行った。	B	コロナ感染症対策規制緩和に伴い、講演会の対面実施の再開、ネットワーク会議は引き続きパネルディスカッションとワールドカフェの構成にて情報交換を行う。	127人【200人】（63.5%）	ネットワーク会議はパネルディスカッション、ワールドカフェの2部構成で意見交換を行った。講演会是全国の若者支援の取組み、区内の子ども支援の取組みについて発表形式（運営団体）で行った。	B	子ども若者支援の民間団体と行政が、また民間団体同士が顔を合わせ、お互いの活動を知り連携方法を確認できるイベントを実施する。実践で活用できるネットワーク構築を目指す。	必要 200人 協議会設置要綱にある地域関係機関数は約60団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。 目標値：80人に修正理由：会議、講演会の参加者は同様であり、内容的に1度を実施できるものであるため、令和6年度より、会議と講演会という線引きをせず、1度の実施とする予定
			計画事業	219	若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会）	子ども若者課	子ども若者支援地域支援協議会を実施し、支援者間のネットワーク形成に努めます。	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者支援地域協議会実施回数	－	4回	数値維持継続型	6回【4回】	青少年問題協議会1回 子どもの施策調整会議1回 実務者会議4回（庁内会議1回、居場所会議3回）を行った。	B	継続して実施を行い、支援者間でのネットワーク形成を図っていく。	10回【4回】	青少年問題協議会3回 子どもの施策調整会議3回 実務者会議（居場所会議）4回を行った。	B	子ども若者支援ネットワークのイベントを、子ども若者支援地域協議会の「実務者会議」に位置付ける。	
			計画事業	220	生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催）	福祉総務課	子どものいる世帯も含めた各世帯へ、具体的な支援を提供し、早期に困窮状態から脱するプランを提供するため、関係機関連携のもと支援調整会議を開催します。	子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わるくらしごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的に開催していきます。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。	プラン作成数	－	500件	数値上昇型	505件【450件】	コロナによる影響はあるものの以前と遜色のない経済活動が戻ってきており、自立に向けた相談を行う利用者が増加した。	A	相談者のいち早い自立に繋がるよう、適切に支援プランを策定しその実施をサポートする。	360件【450件】	相談件数が若干減少したためプラン作成数も減少した。	B	相談者のいち早い自立に繋がるよう、適切に支援プランを策定しその実施をサポートする。	
			計画事業	221	豊島区子育てネットワーク会議	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために提供する地域の子育て情報を正確かつ迅速に関係機関で共有し提供します。	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	出席施設数	－	225施設	数値上昇型	183施設【150施設】	Zoom参加が難しい施設は子ども家庭支援センターで参加することで出席施設数が増加した。	A	新型コロナウイルスの感染状況に合わせて対面とZoomを組み合わせ実施する。	201施設【190施設】	各地区の要望に合わせて対面、Zoomで実施。全14回中2回がZoomで開催した。	A	コロナの状況が落ち着き情報交換の要望が高まっているため引き続き対面とZoomを選択できるようにし、各施設が出席しやすい状況を目指す。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	計画事業	222	中小規模公園活用プロジェクト	公園緑地課	利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた活用方法を地域とともに検討・検証し、活動の支援を図ります。	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。 ※令和2年度より事業内容一部変更	実施公園数	－	15園	数値上昇型	24園【20園】	井戸端がいぎ、パークマルシェコミュニティガーデンの運用、PARK TRAUCK運行、おもちゃ倉庫の運用、インクルーシブ遊具の設置等、計24園で実施した。	A	引き続き、既存の取り組みを持続し、新たな公園での活用や、インクルーシブ遊具の設置やおもちゃ倉庫の設置を進めていく。	26園【20園】	パークマルシェコミュニティガーデンの運用、PARK TRAUCK運行、おもちゃ倉庫の運用、インクルーシブ遊具の設置等、計24園で実施した。	A	引き続き、既存の取り組みを持続し、新たな公園での活用や、インクルーシブ遊具の設置やおもちゃ倉庫の設置を進めていく。	
			計画事業	223	地域・大学連携事業	指導課	区内大学や地域の企業等と連携し区立小・中学校の教育活動を活性化します。	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	区内全7大学との連携	－	区内全7大学との連携を強化	－	区内全7大学との連携	立教大と連携したイングリッシュキャンプの実施をした。立教大と連携したサイエンスワールドの実施をした。帝京平成大学等のインターンシップの受け入れをした。	A	新たに東京国際大学も加え、区内大学との連携を今後も推進する。	区内全7大学との連携	立教大と連携したイングリッシュキャンプを実施をした。立教大と連携したサイエンスワールドを実施をした。帝京平成大学等のインターンシップの受け入れをした。	A	新たに東京国際大学も加え、区内大学との連携を今後も推進する。	
			計画事業	224	コミュニティ・スクール導入等促進事業	庶務課（教育施策推進担当課長）	豊島区立学校にコミュニティ・スクールの導入を推進します。	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	コミュニティ・スクール設置校数	－	8校後期基本計画の目標値にあわせて5校→8校に修正。	数値上昇型	1校【1校】	令和4年4月にコミュニティ・スクールを仰高小学校に導入しました。池袋中学校、高南小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和5年度の本格導入を目指し、研修を実施しました。	A	令和5年度は清和小学校、朋有小学校、さくら小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和6年度の本格導入を目指します。	3校【3校】	令和4年4月にコミュニティ・スクールを池袋中学校、高南小学校に導入しました。清和小学校、朋有小学校、さくら小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和6年度の本格導入を目指し、研修を実施しました。	A	令和6年度は千川中学校、富士見台小学校、池袋第一小学校、千早小学校、西巢鴨小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和6年度の本格導入を目指します。そして令和8年4月1日にはすべての小中学校（30校）で導入できるように準備を進めています。	
			計画事業	225	地域子ども懇談会	放課後対策課	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小中学校ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	実施施設数（全小中学校22施設）	－	22施設	数値維持継続型	22施設【22施設】	全22校で実施しました（内、対面実施9校）。コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、対面での実施が困難な場合は、紙面開催で実施しました。。	A	対面開催を基本に全校で実施し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	22施設【22施設】	全22施設で開催しました。	A	今後も全校で開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	「としま子ども食堂ネットワーク」連絡会で情報提供等を行い、安全な運営のための研修会を実施します。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	①としま子ども食堂ネットワーク連絡会実施回数 ②研修会回数	－	①3回 ②1回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①3回【3回】 ②2回【1回】	すべての子ども食堂が顔合わせができるよう各回、夜間の開催としました。ネットワークの中で情報共有など行い、グループワークを含む研修では各子ども食堂の意見交換など実施しました。	A	会食での子ども食堂の再開が増えること見込まれるため、ネットワーク内での情報交換、情報共有などが行えるよう連絡会及び研修を実施します。	①3回【3回】 ②2回【1回】	子ども食堂ネットワーク会議を3回実施し、各子ども食堂同士が情報交換や交流を深める機会を提供しました。研修会では防災についてと、地域の子ども若者支援ネットワークと合同でワークショップを実施しました。	A	子ども食堂ネットワーク会議を3回程度実施し、各子ども食堂間の情報共有や情報交換を行う機会を提供します。また、新規の子ども食堂も増え、会食の再開も増えているため、セーフガーディングの研修等を実施し、スタッフの意識の向上を図ります。	
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、基本的にはZOOMを利用して開催しており、落ち着いた段においても効率面を重視し引き続きオンラインにて開催している。	A	引き続き必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	12回【12回】	感染状況は落ち着いたが、効率面等を重視し引き続きオンラインにて開催した。	B	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	
			新規事業	新規	SDGs達成の担い手育成事業	庶務課（教育施策推進担当課長）	学校を中心とした取り組みを通じて大人も子供ともに持続発展都市を作り上げる担い手を育成します。	区立小中学校全30校が保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を推進します。	区立小中学校全30校で保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を継続的に実施する。	－	学校と保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを定着させる。	－	区立小中学校全30校で保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを継続します。	A	学校と保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みの支援を継続していきます。	区立小中学校全30校で保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを継続します。	令和3、4年度に引き続き学校と保護者、地域、企業等との連携の取り組みの支援をすることにSDGsフェスティバル等を開催しました。また、自分たちで「住み続けられる未来の豊島区」について考える「SDGsアイデアコンテスト」や「豊島区こども未来国連会議」に多くの区内小学校の児童が参加しました。	A	これまでのSDGsの取組みの中で培った地域や企業の方とつながりを活かし、今後は小中学校で導入を進めておりますコミュニティ・スクールの活動の中で、SDGsの推進をしてまいります。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（％）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）		見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスへの意識を地域ぐるみで高めていきます。	企業や事業者に対する普及啓発や、認定制度などを実施します。	重点事業	226	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	男女平等推進センター	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	認定企業数	50社	75社	数値上昇型	57社【65社】（76％）	令和4年8月～10月まで認定申請を受付しました。11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定しました。令和5年1月に認定書授与を行いました。	B	認定更新に関わる事業者負担を軽減するため、制度の一部見直しを検討します。産業団体や区内大学、介護保険事業者などへの制度周知を充実させます。	59社【70社】（79％）	令和5年8月～10月認定企業募集、12月認定審査、令和6年1月認定書を授与しました。認定更新に係る事業者負担軽減のため、認定期間を2年から3年に延長しました。制度周知を充実し、区内大学を含む新規5社を認定しました。	B	目標達成に向けて、認定企業（事業者）の増加を図るため、そのメリットとなる、区ホームページでの認定企業の取組み状況の公表を積極的に進めます。また、より多くの事業者が参加できる仕組みを検討します。	不要	
			計画事業	227	企業・事業所への啓発事業	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスに関する講演や交流会を行い、区内企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発を図ります。	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。	－	－	－	－	としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを東京都との共催事業として開催しました。「男性育休」「不妊治療と仕事の両立」をテーマに区内企業へ情報提供・啓発を行いました。	B	東京都との共催事業として、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを開催し、区内企業への情報提供・啓発を行います。	－	としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを東京都との共催事業として開催しました。「ハラスメントへの正しい対応」「急がれる介護離職の防止」をテーマに区内企業へ情報提供・啓発を行いました。	B	東京都との共催事業として、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを開催し、区内企業への情報提供・啓発を行います。			
			計画事業	228	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施し、地域全体でワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけを作ります。	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。	－	－	－	－	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催しました。	B	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催します。	－	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催しました。	B	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催します。			
			計画事業	229	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	すべての職員がそれぞれの生活環境に応じた、よりよい「働き方」と「キャリアアップの形成」に取り組めます。	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	①年間20日の年次有給休暇の取得率 ②男性職員の育児休業等の取得率 ③管理職に占める女性の割合	－	①80％ ②50％ ③30％	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型	①75.6％【80％】 ②58.1％【50％】 ③21.6％【30％】	①個人目標、達成シートの活用した。②育児休業の分割取得を可能にする制度改正を行った。③女性管理職や係長へのインタビュー記事を掲載し、昇任意欲を醸成する取組みを行った。	B	引き続き、継続して取組みを実施する。また、育児休業の取りやすい環境作りに当たっては、改めて所属長の意識を高めていく取組みを行う。	①80.4％【80％】 ②70.4％【50％】 ③23.6％【30％】	①個人目標・達成シートを継続して活用し、目標の取得率を上回った。②育児休業の分割取得を可能にする制度の活用を推進し、取得率上昇へつなげた。③女性管理職や係長へのインタビュー記事を掲載し、昇任意欲を醸成する取組みを継続して行った。	B	引き続き、継続して取組みを実施する。年次有給休暇の取得については、【原則】年間16日以上目標と表記を改める。また、育児休業の取りやすい環境作りに当たっても、継続して所属長の意識を高めていく取組みを行う。		
（2）安全・安心な社会環境の整備																						
①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	子育て家庭に優しい住まいや生活の実現を図ります。	ファミリー層向けの住環境施策等を実施します。	重点事業	230	子育てファミリー世帯への家賃助成事業	福祉総務課	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	新規家賃助成数↓ 受給件数へ変更	30件※賃助成総件数123件	60件	数値維持継続型	42件【45件】93％	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。	B	・施策面を担う住宅課とともに、国籍要件変更を含め、制度の検討を行う。	助成件数203件	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。	B	・施策面を担う住宅課とともに、国籍要件変更を含め、制度の検討を行う。	必要 目標値を「新規件数」から受給件数へ変更したい。 理由：住替えをきっかけとした家賃助成だが、毎年新規数増を目標とするのは現実的ではない。 安定した年間受給数を目標とする。 目標値の性質を「数値維持継続型」へ変更したい。	
			計画事業	231	空き家利活用推進事業	住宅課	空き家の利活用の推進により、ファミリー層向けの住まい環境を提供します。	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動（多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等）をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	地域貢献型空き家利活用事業の事業化件数（累計）	－	8件	数値上昇型	0件【3件】	広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催、リーフレットの配布等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。	C	空き家の活用事例を空き家オーナーに周知することにより、空き家の登録件数や、空き家の活用を希望する団体とのマッチングの機会を増やし、民間で空き家活用に取り組んでいる人達の連携を強化していきます。また、オーナー、地域貢献団体の双方にとってより使いやすい事業になるよう、事業期間の見直し等についての検討を行います。	2件【3件】	広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催、リーフレットの配布等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。	A	空き家の活用事例を空き家オーナーに周知することにより、空き家の登録件数や、空き家の活用を希望する団体とのマッチングの機会を増やし、民間で空き家活用に取り組んでいる人達の連携を強化していきます。また、オーナー、地域貢献団体の双方にとってより使いやすい事業になるよう、事業期間の見直し等についての検討を行います。		
			計画事業	232	近居・多世代同居の推進	住宅課	親子で支え合いながら子育てできる住まい環境を促進します。	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	同居・近居する場合の住み替え支援制度の構築	－	－	－	－	他区の状況を調査・検討した。	B	住宅マスタープラン（平成31年4月）の後期改定にあたり、同居・近居支援制度の構築に向けての検討を行います。	－	他区の状況を調査・検討した。	B	R6年3月に策定した住宅マスタープラン（後期5年）においても引き続き同居・近居支援制度を検討するとしており、支援内容についての具体的な検討を行っています。		
			計画事業	233	公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	子育て支援課	安心して赤ちゃんと一緒に出かけできるようにサポートします。	安心して乳児を連れて外出ができるよう、区民ひろばや子ども家庭支援センター等の地域の公共施設に、授乳やおむつ交換ができるスペースを設置し、周知します。	設置済み区立施設数	－	30施設	数値上昇型	27施設【28施設】	施設数の増加はなかった。区ホームページの更新、ステッカーの貼り替えなどにより周知を実施した。	B	引き続き設置施設増加に向け、関係部署への事業周知等を実施する。	29施設【30施設】	区ホームページの更新、ステッカーの貼り替えなどにより周知を実施した。	B	引き続き設置施設増加に向け、関係部署への事業周知等を実施する。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度			令和5年度			目標値（令和6年度）見直し			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
②有害環境等への対応	子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。	インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組みます。	計画事業	234	薬物乱用防止教育	指導課	薬物乱用防止に関する学習及び教員研修を実施します。	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	小学校6年生、中学校3年生での授業の実施教	－	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施	数値維持継続型	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施【年1回以上】	地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前の授業の実施をした。薬剤師による薬の正しい服用等についての学習を実施した。	B	今後も推進する。	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施【年1回以上】	警察や地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前の授業の実施をした。薬剤師による薬の正しい服用等についての学習を実施した。	B	今後も推進する。		
			計画事業	235	情報モラル教育	指導課	情報ネットワーク社会に対応した児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育を充実します。	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	SNSルールの年一回の見直し情報モラル教室の全校実施	－	SNSルールの年一回の見直し情報モラル教室の全校実施	－	SNSルールの年一回の見直し	小中学校における児童会や生徒会活動の中での自主的なルールの見直しを各校で実施した。	B	今後も推進する。	SNSルールの年一回の見直し	小中学校における児童会や生徒会活動の中での自主的なルールの見直しを各校で実施した。	B	今後も推進する。		
			計画事業	236	PTAと連携した「SNSルール」の活用	庶務課	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、周知をする。	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験をもとに改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底します。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
			計画事業	237	不健全図書類等規制対策事業	子ども若者課	不健全図書類等の自動販売機調査を実施し、環境浄化活動を行います。	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書類等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	不健全図書類等の自動販売機設置数	－	0件	数値維持継続型	0件【0件】	不健全図書類等の自動販売機調査を実施し、環境浄化活動を行いました。	A	東京都からの依頼に基づき引き続き調査を実施し、環境浄化活動に努めます。	－	不健全図書類等の自動販売機の設置がないことから、区独自の調査の実施はなく、東京都の東京都青少年健全育成協力員に各地区の育成委員が委嘱を受け、書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などへの環境浄化活動を行っています。	A	各地区育成委員の協力により東京都からの委嘱を受け、引き続き環境浄化活動を実施します。		
③防犯・事故予防の推進	犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。	道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。	計画事業	238	子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発	健康推進課 長崎健康相談所	子どもの事故予防について見て、触れて、学べる場を提供します。	子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるため、保護者・関係者が家庭内の事故予防について見て、触れて、学べる場を提供しています。（家庭内の事故：台所でのやけど、浴槽での溺水、ベランダからの転落等）	来所数	－	6,500人	数値維持継続型	6,983人【6,500人】	家庭内を再現したコーナーに、子どもの不慮の事故予防に関するパネルや資料を展示し、普及啓発を図りました。ベランダ等からの転落事故について資料を追加して注意喚起しました。	A	継続して実施し、家庭内の事故予防に関する普及啓発に取り組みます。	6,850人【6,500人】	家庭内を再現したコーナーに、子どもの不慮の事故予防に関するパネルや資料を展示し、普及啓発を図りました。	A	継続して実施し、家庭内の事故予防に関する普及啓発に取り組みます。		
			計画事業	239	安全・安心パトロールの実施	防災危機管理課	区内の治安を維持します。	区民の安心感を確保するため、区内全域を青色防犯パトローカーでパトロールします。登下校時の通学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄るなど見せる防犯活動を行います。	（区内の犯罪発生件数の減少を目標に、）区内の刑法犯認知件数	－	1,500件	数値下降型	3,012件【3000件】	区内町会、商店会等とともに環境浄化パトロールを実施した。	B	地域住民と行政が強固な連携を図り、各種治安対策を実施することにより、地域住民の体感治安の維持・向上を図る。	3,405件【3,000件】	警察や町会・商店会等の地域団体等と連携した環境浄化パトロールは令和5年度中102回実施しました。客引き行為や路上喫煙、ごみのポイ捨て等各種迷惑行為について、指導・注意喚起を継続的に行いました。	B	令和5年度に引き続き、警察や町会・商店会等の地域団体等と連携した環境浄化パトロールを継続するとともに、更に効果的な巡回・広報啓発を研究し、区内の治安維持に努めます。		
			計画事業	240	小学校児童の通学路安全対策の推進	学務課	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	通学路防犯カメラの設置数	－	小学校1校区あたり10台（計220台）	数値上昇型	210台【210台】	令和5年度から3年計画で防犯カメラを更新していき、子どもたちの安全対策を適切に行っていくため、新規拡充事業として予算確保のための調査を行った。	A	老朽化しているカメラの取替を実施する。（更新計画初年度）	210台【210台】	令和5年度は、防犯カメラ更新3か年計画の初年度として、予定通り小学校22校中7校に設置した35台のカメラを更新しました。	A	3か年計画の2年目として、計画に従い防犯カメラの更新を実施します。		
			計画事業	241	学校安全安心事業	学務課	通学路合同点検の計画的に実施します。	通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。	3年に一度通学路合同点検の実施教数（全校）	－	7校	数値維持継続型	7校【7校】100%	小学校7校において通学路合同点検を実施し、安全確保に努めた。	A	引き続き、継続して合同点検を実施し、安全確保に努める。	7校【7校】	小学校7校において通学路合同点検を実施、安全確保に努めました。	A	継続して合同点検を実施し、安全確保に努めます。		
			計画事業	242	安全・安心な学校づくり（インターナショナルセーフスクール）	庶務課（教育施策推進担当課長）	コミュニティ・スクール活動と連動し、インターナショナルセーフスクールの取組を拡大します。	インターナショナルセーフスクール認証校のノウハウを生かし、8つの中学校ブロックを中心とした普及・啓発を推進する。また、小・中学校連携教育の観点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。	インターナショナルセーフスクール認証校数	－	10校	数値維持継続型	10校【10校】	令和4年度は朋有小、富士見台小、高南小、清和小が再認証を取得しました。10年間の認証校の取り組み事例をまとめた『豊島区インターナショナルセーフスクール認証校の取組を生かした安全・安心な学校づくりガイドライン』を発行しました。	A	令和5年度は仰高小、池袋本町小が再認証取得に取り組みます。また、ガイドラインを活用するとともに、令和5年度より保健室データの入力方法を統一化し、全校のけがデータを教育委員会で一元的に分析できる環境を整備するなど、全校において、「安全・安心な学校づくり」を推進していきます。	10校【10校】	令和5年度は仰高小と池袋本町小が再認証を取得しました。また、保健室データの入力方法の統一化を図り、全校のけがデータを教育委員会で一元的に分析できる環境を整備し、集計を行いました。	A	令和6年度以降、ISSの再認証申請は行わず、これまでのISS活動で培った「安全・安心な学校づくり」を全校で実践するとともに、SDGs活動、防災活動など、新しい視点を取り入れたCSとして、学校・地域の協働により持続・発展を目指します。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
③防犯・事故予防の推進	犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。	道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。	計画事業	243	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	学務課 放課後対策課	区立小学校全校において入退室システムを導入し、児童・保護者の安全と安心を向上させます。	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	通知配信校数	－	区立小学校22校	数値維持継続型	22校【22校】	放課後対策課 学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信しました。 学務課 区立小学校1年～3年、学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信した。事業が好評のため、区の予算以外に有料でも実施してほしいとの声があり、令和3年度からは、学童クラブ児童以外の保護者や小学4年生以降の生徒についても有償で実施している。	A	放課後対策課 区立小学校入退室システムの運用及び校庭改修に応じたシステムの修繕をします。 学務課 継続して安全確保に努める。	22校【22校】	学務課 区立小学校1年～3年の保護者に、無償で入退室メール通知を配信した。事業が好評のため、令和3年度からは、学童クラブ児童以外の小学4年生以上の生徒についても有償で実施している。 放課後対策課 学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信しました。また、従来の入退室管理システムはICタグを専用機器にタッチする必要がありましたが、ハンズフリー設備を導入することにより、タッチの必要がなくなりました。	A	学務課 継続して安全確保に努める。 放課後対策課 区立小学校入退室システムの運用及び校庭改修に応じたシステムの修繕をします。	
			計画事業	244	交通安全施設整備事業	道路整備課	区道の交通安全を図るため、道路標識、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設の設備及び維持管理を行います。	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行う。	－	－	－	－	37箇所 12.7km	自転車ストップマーク等：37箇所、防護柵等（横断抑止）の設置・改修：11箇所、区画線の整備：12.7km パトロールや依頼によってその都度修理するため、令和四年度目標値はなし	B	引き続き、安全確保・安全対策を行う。	28箇所 12.7km	自転車ストップマーク等：28箇所、防護柵等（横断抑止）の設置・改修：4箇所、区画線の整備：12.8km パトロールや依頼によってその都度修理するため、令和四年度目標値はなし	B	引き続き、安全確保・安全対策を行う。	
			計画事業	245	交通安全対策事業	土木管理課	交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	－	－	－	－	－	区民ひろばで交通安全研修を実施した。高齢者対象21回447名参加、子育て世代対象21回454名参加した。	B	継続して実施する。	－	区民ひろばで交通安全研修を実施した。高齢者対象22回513名参加、子育て世代対象22回524名参加した。	B	継続して実施する。	
			計画事業	246	中学校自転車安全教室（スクアード・ストレイト授業）	土木管理課	交通事故予防のため、区立中学校で自転車安全教室を行います。	事故の恐ろしさと交通ルールを守るこの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	－	－	－	－	－	令和4年5月2日池袋中学校、令和4年5月7日巣鴨北中学校、令和4年5月9日駒込中学校、でスクアード・ストレイト授業を実施した。	B	継続して実施する。	－	令和5年5月1日明豊中学校、令和5年11月24日千登世橋中学校、令和5年12月1日西巣鴨中学校、でスクアード・ストレイト授業を実施した。	B	継続して実施する。	
			計画事業	247	自転車ヘルメット普及啓発事業	土木管理課	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子育て世代及び高齢者のヘルメット購入を支援します。	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子ども用自転車ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。※令和2年度より事業内容一部変更	幼児児童用ヘルメット購入補助数	－	590個	数値上昇型	464個【580個】	幼児児童用461個、親子自転車安全利用教室参加者対象幼児児童用3個、自転車ヘルメットの購入助成した。	B	継続して実施する。	1,071個【－】	令和5年7月11日から、対象を全年齢の区民及び区外在住で区内に在園・在学の中学生に拡大し、1,071個自転車ヘルメットの購入費を助成した。	A	継続して実施する。	
			計画事業	248	高齢者安全運転支援装置設置促進事業	土木管理課	交通事故予防のため、高齢者の安全運転支援装置の購入を支援します。	高齢者の運転する自動車事故を防止し、区民の安全と安心を図る目的として、高齢者が安全運転支援装置新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助します。	－	－	－	数値維持継続型	-	-	D	令和3年度末での東京都の補助事業終了に伴い、区の事業も終了した。		終了			
			計画事業	249	公園等防犯カメラ整備事業	公園緑地課	公園等における安全対策の強化を図ります。	死角の生まれやすいトイレのある公園から優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園等全施設に設置（89公園62児童遊園2森）	－	8施設に設置	数値上昇型	6施設に10ヵ所設置【5施設に9ヵ所設置】	南長崎3丁目第2公園、上池袋3丁目第3児童遊園、上がり屋敷公園各1ヵ所、長五さくら公園、巣鴨公園各2ヵ所 西池袋公園3ヵ所	A	区民からの要望や、犯罪発生の可能性の高い公園等の状況を踏まえ、優先度の高い施設から設置を進めていく。	6施設に6ヵ所新規に設置。2施設5ヵ所をクラウド型に取り換え。	千早なかよし広場、池袋本町公園、中池袋公園、大塚駅北口公衆便所、南長崎はちば公園、雑司が谷三丁目広場に昨年度に続きクラウド型の防犯カメラを設置。南池袋公園のSDカード式の防犯カメラ4基、上り屋敷公園1基をクラウド型に取替。	A	令和4年度よりクラウド型の防犯カメラを導入し、画像確認の迅速化を図っている。引き続き区民の要望がある公園、トイレ等死角になりやすい場所に防犯カメラを設置することで、安心して利用できる公園を整備していく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
（３）子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり																					
①文化・芸術に親しむ環境づくり	アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。	子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。	重点事業	250	トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	文化観光課	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数（後期基本計画との整合性の問題から「関連施設」に修正）	設置に向けて検討中	180,000人	数値上昇型	65,190人【130,000人】	「トキワオトメ」「漫画少年大展覧号」「藤子不二雄（A）のまんが道展」の特別企画展を開催した。区内小中学校に「ふるさと学習」での来館を促し、児童1,625名が来館した。しかしながら、引き続きコロナ禍によるインバウンドの影響なども受け、目標には及んでいない状況となっている。	A	年3回 特別企画展を開催する。区内小学3年または4年生を対象にした「ふるさと学習」により来館を促す。また、昭和レトロ館と連携し、昭和の歴史を感じながら回遊できる街づくりに取り組む。	123,447人【160,000人】（68.6%）	「W50周年記念 デビルマン×マジンガーZ展」よつばと！ 原画展」「ふたりの絆 石ノ森章太郎と赤塚不二夫」の特別企画展を開催した。区内小中学校に「ふるさと学習」での来館を促し、児童等1,344名が来館した。来館者数は約34%増加しているが、目標には及んでいない状況となっている。	A	年3回 特別企画展を開催する。さらに、トキワ荘通りお休み処、トキワ荘マンガステーション、トキワ荘マンガミュージアムサロン、昭和レトロ館と連携して、昭和の歴史を感じながら回遊できる街づくりに取り組む。	不要
			計画事業	251	トキワ荘通りお休み処の運営	文化観光課	トキワ荘マンガミュージアムと連携してマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、地域文化の継承・発展を目指す。	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	来館者数	－	29,000人	数値上昇型	12,645人【27,000人】	トキワ荘マンガミュージアムのショップ機能を補完するとともに、スタンブラリーの拠点になるなど、街を回遊しながらマンガ文化に触れる機会を創出した。	B	引き続き、トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点として、トキワ荘マンガミュージアムや昭和レトロ館と連携し回遊性の向上に取り組む。	14,386人【28,000人】	トキワ荘マンガミュージアムのショップ機能を補完するとともに、スタンブラリーの拠点になるなど、街を回遊しながらマンガ文化に触れる機会を創出し、来館者を約14%増加させた。	C	引き続き、トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点として、地域の回遊性の向上に取り組む。	
			計画事業	252	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	文化デザイン課	子どもたちに良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。	国際アート・カルチャー都市のシンボルである芸術文化劇場（東京建物BrilliaHALL）の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	劇場来場者数	－	150,000人	数値維持継続型	229,922人【150,000人】	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた運用を実施しました。鑑賞教室等を実施するなど、区内中学生をはじめ、区内外の来場者へ良質な芸術文化の機会を提供し、目標値を大幅に達成しました。	A	社会情勢に応じた運用状況を鑑みつつ、良質で多種多様な舞台芸術を提供できるよう安定した施設運営・事業実施を行っています。	261,578人【150,000人】	鑑賞教室等を実施するなど、区内中学生をはじめ、区内外の来場者へ良質な芸術文化の鑑賞機会を提供しました。劇場来場者の目標数を大幅に達成しました。	A	今後も良質で多種多様な舞台芸術鑑賞機会を提供できるよう、安定した施設運営・事業実施を行っています。	
			計画事業	253	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	文化デザイン課	子どもたちに舞台芸術の創造、発信の機会を提供することで、舞台芸術の担い手の育成を図ります。	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。	劇場来場者数	－	60,000人	数値維持継続型	49,197人【60,000人】	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた運用を実施しました。利用者数については、前年度よりは上昇したものの、引き続きコロナの影響もあり、目標値を達成することができませんでした。	B	社会情勢に応じた運用状況を鑑みつつ、多種多様な舞台芸術を提供できるよう安定した施設運営・事業実施を行っています。	48,887人【60,000人】	利用者数は、目標値を達成することができませんでしたが、子どもを含めた老若男女に向けて、適切な施設運営・事業実施に努めました。	B	多種多様な舞台芸術に触れる機会を提供できるように安定した施設運営を行っています。	
			計画事業	254	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	文化デザイン課	子どもたちが身近に本格的な文化芸術に触れられる機会を提供します。	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	野外劇場利用日数	－	200日	数値上昇型	140日【100日】	各イベントにおけるガイドラインに則しながら新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた運用を実施しました。利用日数についても、目標値を大幅に達成しました。	A	社会情勢に応じた運用状況を鑑みつつ、身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図っていきます。	136日【100日】	目標利用日数を達成し、子どもを含めた老若男女に向けて、多種多様な文化芸術に触れる機会を提供することができた。	A	今後も適切な施設運営を行い、文化芸術を身近に感じられる環境の整備を図っていきます。	
			計画事業	255	池袋モンパルナス回遊美術館事業	文化デザイン課	池袋モンパルナス回遊美術館事業により、美術作家だけではなく、子どもたちが表現する機会を提供していきます。	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	子どもの作品の展示プログラム数	－	4プログラム	数値維持継続型	5プログラム【4プログラム】	◆区制90周年を記念し、春のみならず秋も開催しました。 ◆中・高生の参加を促すため、「まちかど子ども美術展」から中・高生を対象とした「まちかどアーティストデビュー展」を創設しました。	B	◆今後も春だけでなく、秋も開催します。 ◆新たに創設した「まちかどアーティストデビュー展」の周知を図ります。	4プログラム【4プログラム】	「まちかどアーティストデビュー展」の認知が広がり、応募作品数が増えた。	B	東京芸術劇場改修により、まちかど子ども美術展及びアーティストデビュー展の会場を他の展示と共存して展示する。	
			計画事業	256	東京芸術祭開催事業	文化デザイン課	子どもの頃から身近に演劇があり触れることのできる、演劇のまちとしての魅力を発信します。	国際アート・カルチャー都市の基幹事業として関係団体、地域と連携を図りながら、東京芸術劇場、あうるすぽっと、街なかの施設等を中心に国際的な舞台芸術祭を開催し、演劇のまちとしての魅力を発信します。	プログラム数及び参加人数	－	①25プログラム ②14万人程度	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①38プログラム【25プログラム】 ②5.9万人程度【10.5万人程度】	コロナ禍が長期にわたり対策も充実してきたため、コロナ前のような幅広い（演劇・ダンス・アートプロジェクト・映像配信・人材育成事業等）事業展開ができました。「かけがえのない時を過ごす」子どもたちの成長の一助ともなれるよう、老若男女問わず多様な方々に向けた鑑賞機会・参加体験を提供することで、①の目標達成ができました。	C	平成28(2016)年より東京都、東京都歴史文化財団、としま未来文化財団と連携し事業を実施してきました。令和4(2022)年に、文化庁の補助金である「国際文化芸術発信拠点形成事業」が最終年度を迎えたことから、令和5(2023)年度以降は事業見直しのため、豊島区の参加はありません。	未実施	東京都へ事業移管したため、区の事業としては実施していません。	D	事業の実施予定はありません。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値 （G）	目標値の性質 （Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（%） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管 課評 価 （o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管 課評 価 （s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	
①文化・芸術に 親しむ環境づくり	アート・カルチャー によるまちづくりを 推進します。	子ども・若者がまち の中で文化芸術 に触れ、親しむこと のできる環境を整 備します。	計画事業	257	庁舎まるごとミュージ アム運営事業	文化デザイン課	展示空間を利用 し、子どもたちに豊 島区の文化芸術 を紹介するととも に、各課と連携 し、子どもの作品 展示、また権利 等についての展示 を随時、実施して います。	本庁舎を美術館や博物館のような 空間に演出し、3階から9階の通路 部分の壁面を使用した展示を行い、 区の文化資産の紹介や区の重点施 策等の情報をわかりやすくタイムリーに 掲示して、区民・来庁者に発信しま す。	子ども関連展示 回数	－	5回	数値維持継続型	6回 【5回】	子どものみを対象とするものでな く、老若男女問わず対象とする展 示が多く、予定通り展示が実施さ れました。	A	庁舎まるごとミュージアムから他の文化 芸術施設への回遊性を高め、あらたな 「知」を発見できる展示空間として、他 館との連携を図りながら、さらなる企画 を展開していきます。	8回 【6回】	子どものみを対象とするものでな く、老若男女問わず対象とする展 示が多く、概ね予定通り展示が 実施されました。	A	子どもを含む区民の作品や、子どもの 権利月間・里親月間に合わせた展示 をすることで、区民が文化芸術に親しむ 機会の提供と子どもの権利の周知を 行っています。	
			計画事業	258	熊谷守一美術館の 運営	文化デザイン課	子どもたちが美術 文化を享受する ことにより、文化 の向上と豊かな地 域社会の形成を 図ります。	画家熊谷守一の作品を展示する区 立美術館を運営し、区民等が芸術 に触れる機会を提供します。	観覧者数(有料 展示室入館者)	－	6,800人	数値維持継続型	10,036人 【6,800人】	コロナのため中止していた事業を 再開することができました。利用 者が回復しており、当初の目標 値を上回りました。	A	コロナ禍もだいたい落ち着いてきたので、 平常に近い運営を維持しつつ、新たな 取組みも行っていきます。	9,293人 【6,800人】	夏休みに子ども向けのワークショッ プを開催し、スキップなどへの周知 を行いました。 観覧者数は当初の目標値を上 回りました。	A	今後も、子どもに向けた美術館の周知 や、事業開催に取り組みます。	
			新規事業	新規	IKE-CIRCLEによる 文化・観光情報発 信	文化観光課	豊島区の文化と 観光などの情報を 集約して発信する ことで、区内外に 豊島区の魅力を PRする。	「文化」「観光」「交流都市」の3つの カテゴリに仕分けた情報をWebサイトで 公開する。	アクセス数	－	100,000	数値上昇型	166,053 【50,000】	JIMO-Toshimaによる区民ライ ターを活用した地域の魅力の掘り 起こしを実施した。 また、JIMO-Toshimaライターの 強みを活かして広報としま（特集 版＆特別号）の記事製作にも 関わってもらい、東京都広報コン クールの入賞にもつながった。	A	引き続き、観光情報発信を進めるなか 特筆すべきこととして、今年度から活動 を始めるJIMO-Toshimaライターが 10代後半～40代まで幅広い年代や 背景を有するライターが集まったので、 地域に根差した観光情報発信をより 強力に進めていきたい。	237,911 【100,000】	JIMO-Toshimaによる区民ライ ターを活用した地域の魅力の掘り 起こしを実施した。 また、夏からはイベント情報を月 2回公開し、目玉となるイベント 特集も合わせて行った。	A	引き続きJIMO-Toshimaライターによる 情報発信を行う中で、記事の更新 時期に偏りがなく年間を通じて充実した 情報発信を進める。 IKE-CIRCLEの二次元コードの掲出や 関係各所へのサイトリンクを積極的に 行い、サイトへの流入を図る。	